

# 大阪府 食の安全安心推進計画

平成20年度～平成24年度



平成21年4月  
大阪府



# はじめに



安全で安心な食生活はすべての府民の願いであり、府民が健康に暮らしていく上で、極めて重要です。

現在、私たちは、国内外各地からの多様な食品により豊かな食生活を送っています。特に、大阪は、古くから「天下の台所」と呼ばれ、全国の農林水産物の流通拠点として、大きな役割を果たすとともに、独自の食文化をはぐくんできました。食における誇りと伝統のある地域です。このため、近年、食品の安全性や表示への信頼性が損なわれる事案が相次いで発生したことや大規模な食中毒事件を経験したこともあいまって、府民の食の安全安心の確保への関心はかつてなく高まっています。

もとより、安全で安心な食生活は、生産技術の進歩や交易、流通の仕組み等の社会の変化と密接に関わっており、こうした食に関わる様々な分野の人々の協力によって初めて確保されるものです。こうしたことから、府民の健康を守るため、府を始め、関係する機関及び団体、研究者、事業者、更には府民自らが、食に関わる様々な課題を十分認識し、それぞれの責務や役割を自覚し、共に協力して食の安全安心の確保に取り組むことを目指して、平成19年4月1日に「大阪府食の安全安心推進条例」を制定しました。

大阪府食の安全安心推進計画は、この条例に基づき、大阪府における食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、その内容や施策の目標について明らかにするものです。

今後は、この計画に基づき、事業者を始め府民の皆様と協力しながら食の安全・安心の確保に取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご助言をいただいた「大阪府食の安全安心推進協議会」の委員や関係者の皆様に厚く御礼を申し上げます。

平成20年4月

大阪府知事  
橋下 徹

# 目次

## はじめに

大阪府食の安全安心推進計画の概要及び平成21年度の目標一覧	1
-------------------------------	---

### 第1章 大阪府の現状と課題 4

1 食の安全安心に関する府民意識について	4
2 大阪府の食の安全安心への取組状況	5
(1) 食の安全安心推進委員会の設置	5
(2) 食の安全・安心大阪府民会議の設立	5
(3) 大阪府食の安全安心推進条例の施行	5
(4) 大阪府食の安全安心推進協議会の設置	6

### 第2章 推進計画策定の基本的な考え方 7

1 条例の目的及び理念	7
2 推進計画の策定にあたっての基本的な考え方	8
3 推進計画の変更及び進捗状況の検証及び公表	9

### 第3章 食の安全安心の確保に関する施策 10

1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保	10
(1) 監視指導体制の整備	10
(2) 農林水産物の生産過程での法令の遵守	19
(3) 表示の適正化の推進	20
2 健康被害の未然防止や拡大防止に関する体制の整備	21
(1) リスクコミュニケーションの促進	21
(2) 緊急時の体制の整備	23
(3) 健康被害の拡大防止のための情報の公表	25
(4) 自主回収報告制度	25
(5) 調査研究等の推進	27
3 情報の収集及び提供	28
(1) 正しくわかりやすい情報の収集及び提供	28
(2) 知識の普及啓発	30
(3) 事業者の取組の支援	33
(4) 顕彰の実施	34

### 第4章 各施策の取組体制 35

1 関係部局との連携	35
2 国や地方自治体との連携	37

### 第5章 資料編 40

1 大阪府食の安全安心推進条例	41
2 食の安全安心に関するアンケート実施結果概要について	45
3 食に関する危機管理関係マニュアル一覧	47
4 用語説明	50

文中の説明を要する語句には※を付し、「4 用語説明」で説明しています。

# 大阪府食の安全安心推進計画の概要及び平成21年度の目標一覧

## ● 推進計画の構成

食の安全安心の確保に関する施策ごとに「施策のポイント」「取組の内容」「事業目標」等を明らかにします。

### ○ 推進計画策定の基本的な考え方（第2章）

推進計画を策定する際の基本である食の安全安心推進条例の目的及び理念を示し、計画策定の具体的な手続きを説明しています。

推進計画は平成20年度から平成24年度までの5カ年計画で、変更や進捗状況についても公表いたします。

### ○ 食の安全安心の確保に関する施策（第3章）

取り組むべき施策を「生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保」「健康被害の未然防止や拡大防止に関する体制の整備」「情報の収集及び提供」の3つの視点に施策を大別し、具体的に施策内容を明らかにします。

((P. )は該当ページを表し表中の各数値は平成21年度の目標指標を記載しています。

なお、本計画は、今後の予算の措置状況により目標数等所要の改訂を行うことがあります。)

## 1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保

<p><b>監視指導體制の整備</b></p>	<p>生産から消費に至る一連の行程の各段階において、食品等の安全性を確保するため、監視、指導その他の必要な措置を講じます。</p>	<p>～生産段階～  <b>(農産物)</b>                  ア 農薬使用者への立入検査 (P.10)  <b>(畜産物)</b>                  イ 牛トレーサビリティ*の推進 (P.10)                  ウ 畜産物中の飼料添加物残留検査 (P.10)                  エ 高病原性鳥インフルエンザ* (以下「鳥インフルエンザ」という。) のサーベイランス (P.10)  <b>(水産物)</b>                  オ 貝毒の監視 (P.11)                  カ 養殖生産安全対策 (P.11)                  ～製造・加工・調理・流通・販売段階～                  キ 大阪府食品衛生監視指導計画に基づく監視指導 (P.12)                  (食品関係営業施設の監視指導件数 → <b>35,000件</b>)                  ク 大阪府食品衛生監視指導計画に基づく食品等の試験検査 (P.12)                  (流通食品等の収去検査件数 → <b>4,200件</b>)                  (BSE*検査実施対象頭数 → <b>全頭</b>(予定))                  ケ 食品衛生法とJAS法*に基づく販売施設への合同立入監視指導 (P.18)                  (巡回点検店舗における表示状況(JAS法)概ね正しく表示されている店舗 → <b>72%</b>)                  コ 健康食品関係施設への合同監視指導 (P.18)                  (合同監視回数 → <b>1回/年</b>)</p>
-------------------------	---	---

<p><b>農林水産物の生産過程での法令の遵守</b></p>	<p>府の区域内に流通している農林水産物について、その生産過程において適用される法令に違反、又は違反の疑いがあることが判明した場合には、生産地を管轄する地方公共団体に、再発を防止するために必要な措置を講ずるように要請します。</p>	<p>ア 大阪府食品衛生監視指導計画に基づく食品等の試験検査（再掲）（P.19）  イ 農林水産物の生産過程での法令の遵守のための措置（P.19）  ウ 大阪府内産農産物の安全安心確保体制の整備（P.19）</p>
<p><b>表示の適正化の推進</b></p>	<p>食品等の表示が適正に実施されるよう、監視、指導を行います。食品等の表示に係る制度の普及啓発を行います。</p>	<p>ア 健康食品製造施設・販売施設の合同監視指導（再掲）（P.20）  イ 食品表示適正化推進事業（P.20）</p>

## 2 健康被害の未然防止や拡大防止に関する体制の整備

<p><b>リスクコミュニケーションの促進</b></p>	<p>関係者相互の情報及び意見の交換の促進を図ります。</p>	<p>ア 食品衛生監視指導計画の策定・変更・実施状況の公表（P.21）  イ 府民ニーズの把握（P.21）  ウ 食品等事業者と府民との交流機会の提供（P.22）  エ シンポジウム、セミナー等によるリスクコミュニケーションの実施（P.22）  （リスクコミュニケーションの実施回数 → <b>6回</b>）</p>
<p><b>緊急時の体制の整備</b></p>	<p>食品による重大な健康被害など、緊急事態への対処や発生防止に関する体制を整備します。</p>	<p>ア 食中毒発生時の調査体制について（P.23）  （食中毒及び健康被害に繋がるおそれのある食品苦情の発生件数 → <b>1,400件</b>）  イ 健康食品等による健康被害相談について（P.23）  ウ 貝毒対策について（P.23）  エ BSE発生時の体制について（P.23）  オ 鳥インフルエンザ発生時の対応について（P.24）</p>
<p><b>健康被害の拡大防止のための情報の公表</b></p>	<p>食品によるものと疑われる重大な健康被害が発生した場合、科学的に因果関係が確定しない段階でも、蓋然性が高く、被害が拡大するおそれがあるときは、専門家の意見を聴いた上で、速やかに情報を公表します。</p>	<p>大阪府食の安全推進対策専門委員会の設置（P.25）</p>
<p><b>自主回収報告制度</b></p>	<p>特定事業者は、食品衛生法に違反する又はその疑いがある食品を自主回収する場合は、保健所へ報告しなければなりません。府は自主回収が円滑に行われるよう事業者を指導するとともに、府民へ自主回収の情報を提供します。</p>	<p>自主回収の着手と終了について報告の受理（P.25）</p>
<p><b>調査研究等の推進</b></p>	<p>食品等の安全性の確保に関する調査研究や技術開発を推進します。</p>	<p>ア 公衆衛生研究所における調査研究（P.27）  （残留農薬一斉分析検査項目数 → <b>150項目</b>）  イ 環境農林水産総合研究所における調査研究（P.27）  （セミナー等の開催 → <b>40回</b>）</p>

3 情報の収集及び提供		
正しくわかりやすい情報の収集及び提供	食品等の安全性に関する最新の情報を収集、整理、分析し、府民及び食品関連事業者に提供します。	<p>ア 食の安全安心ホームページ及び食の安全安心だより、メールマガジンによる情報提供 (P.28) (食の安全安心ホームページへのアクセス回数 → <b>4,100回/月</b>)</p> <p>イ 消費者への情報提供等 (P.28)</p> <p>ウ 違反の公表 (P.28)</p> <p>エ 自主回収情報の公表 (P.29)</p>
知識の普及啓発	食の安全安心の確保に関する知識の普及啓発に努めます。食育の推進を通じて、食の安全安心の確保に関する知識の向上を図ります。	<p>ア 食品衛生講習会の実施など (P.30) (食品衛生講習会参加人数 → <b>20,000人</b>) (公衆衛生研究所のニュース発行回数 → <b>3回/年</b>)</p> <p>イ シンポジウム、セミナー等によるリスクコミュニケーションの実施(再掲) (P.30) (公衆衛生研究所での公開セミナーの開催回数 → <b>1回</b>)</p> <p>ウ メールマガジンによる情報の発信 (P.30) (メールマガジン「かわら版@iph」読者数 → <b>970名</b>)</p> <p>エ 条例の普及啓発 (P.30)</p> <p>オ 食育を通じた食の安全安心にかかわる知識の高揚 (P.31)</p> <p>(ア) 食育の推進(野菜バリバリ朝食モリモリ)</p> <p>(イ) 食育推進事業</p> <p>(ウ) 中央卸売市場食育推進事業</p> <p>(エ) 学校における食育の推進</p> <p>(オ) 大阪府学校給食研究協議会の開催</p> <p>(カ) 農業教育の推進</p> <p>(キ) 消費者研究発表大会</p>
事業者の取組の支援	食品関連事業者の食の安全安心の確保に関する自主的な取組を促進するため、情報の提供、助言、認証等の支援を行います。	<p>ア 食品業界団体の自主的な取組支援 (P.33)</p> <p>イ 大阪エコ農産物認証制度 (P.33) (大阪エコ農産物認証面積 → <b>410ha</b> (22年度))</p> <p>ウ 自主的な衛生管理の促進 (P.33)</p> <p>エ 大阪版食の安全安心認証制度 (P.33)</p>
顕彰の実施	事業者の食の安全安心への取組を促すため、顕彰制度を取り入れ、積極的な取組を奨励します。	<p>ア 食品衛生関係優良施設等の表彰 (P.34) (表彰者数 → <b>500名</b>)</p>

### ● 各施策の取組体制

庁内関係部局間での緊密な連携体制をとるとともに国や地方自治体との連携強化を図り、大阪府食の安全安心推進協議会や、リスクコミュニケーションによる府民や事業者等の意見を踏まえ、計画を策定し施策を推進します。

## 1 食の安全安心に関する府民意識について

大阪府では平成15年5月から平成21年2月までに「ネットパル（インターネット府政モニター・アンケート）」と「府民意識調査」により計9回の府民対象のアンケート調査を実施しました。（アンケート実施結果概要については、第5章資料編 P.45 に記載しています。）

各年のアンケートに共通する項目として、現在の食品を「安全と思うか」「安心か」の問を設け、平成18年9月までは、約半数の府民が「不安」に感じている状況ではあるものの、不安は減少傾向にあり、安心は暫増傾向にありました。

しかしながら、平成19年7月に実施したネットパルアンケートの結果では、現在、流通している食品が「安全安心だと思う」「おおむね安全安心だと思う」と答えた人は、24.2%で、平成15年5月の調査開始以来、初めてでしかも大幅な減少を見ました。（15年5月調査と比較して、-4.7ポイント、前回のネットパル調査（平成18年4月）より-20.0ポイント）75.3%の府民が「不安」を感じている結果になりました。背景として、原材料の期限表示を守らず製造した洋菓子や牛肉コロケの偽装事件等、消費者の信頼を裏切る事件が起きたことも影響しているものと考えられます。

その後、平成21年2月に実施した最新のアンケート（ネットパル）では、「安全安心だと思う」「おおむね安全安心だと思う」と答えた人は38.8%と一時期より回復したものの、「不安」を感じている府民は60.1%であり、現在も過半数を超えています。

食品の安全性を確保するには各々の関係者が常に意識し努力することが必要で、この取り組みが見えることが信頼を確保し、信頼の積み重ねが安心に繋がっていきます。このことは今後の食の安全安心を確保していくための課題でもあります。

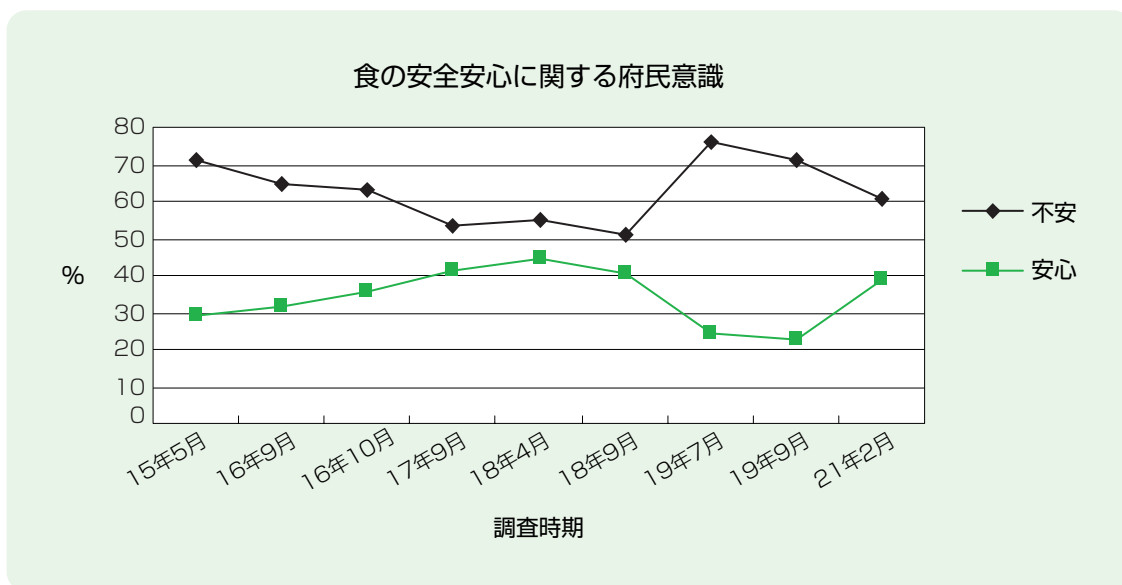


図1 安心と不安の傾向



## 2 大阪府の食の安全安心への取組状況

平成13年の国内で初めてのBSEの発生、その後の食品偽装表示事件、無登録農薬の使用、中国産冷凍ほうれん草の残留農薬問題などにより、食の安全安心に対する消費者意識が高まり、食の安全安心を支える法及び行政組織が大きく見直されることになりました。

BSEの発生などこれら食の安全を巡る様々な問題の発生を契機として、食品の安全性の確保についての基本となる法律「食品安全基本法<sup>\*</sup>」が平成15年に新たに定められました。

また、食品衛生法<sup>\*</sup>や農薬取締法<sup>\*</sup>等食品の安全性確保に関する法律も併せて改正されました。

### (1) 食の安全安心推進委員会の設置

大阪府においては、平成14年11月 庁内に知事を委員長とした部局横断型の「食の安全安心推進委員会」を設置し、府民への安全・安心な食品の提供を目的に、庁内関係部局が連携し、生産から流通・消費に至る食の安全を確保し、施策の総合的かつ効果的な推進を図ることとしました。ここで、「食の安全・安心の推進」に関わる基本方針（5つの約束）に基づく各種施策を実施していることを公表し、「食」に対する府民の不信感の払拭を図りました。

#### 大阪府食の安全安心の推進に関わる基本方針－5つの約束－

- 1 「食」の安全・安心についての情報を、スピーディーに分かりやすくお知らせします。
- 2 「食」についての相談に、スピーディーにお応えします。
- 3 「食」に関わる事故の未然防止と発生時の拡大防止に努めます。
- 4 食品の生産から流通・販売に至るまで、全ての段階で指導・監視を徹底します。
- 5 子どものときから「食」について考え、健康的な食生活を身に付ける「食育」を推進します。

### (2) 食の安全・安心大阪府民会議の設立

平成15年5月 「食」に対する府民の不信感を払拭し、健康で安心できる食生活を実現することを目標に、消費者、食品関連事業者、学識経験者等からなる「食の安全・安心大阪府民会議」を設立しました。食に関する幅広い意見交換を行い、府の施策や事業者の取組に反映するようなりすくコミュニケーションを実施するとともにセミナー、シンポジウム等の啓発事業を実施してきました。

### (3) 大阪府食の安全安心推進条例の施行

平成18年2月府議会において、食の安全安心を推進するための条例を制定するよう提案され、3月庁内に条例制定プロジェクトチームを設置すると共に府民会議の下に条例検討委員会を設置し、条例案の検討を開始しました。9月に府民会議からの提言、11月にパブリックコメントの実施、平成19年2月議会での議決を経て、4月1日から「大阪府食の安全安心推進条例」（以下「条例」という。）を施行しました。

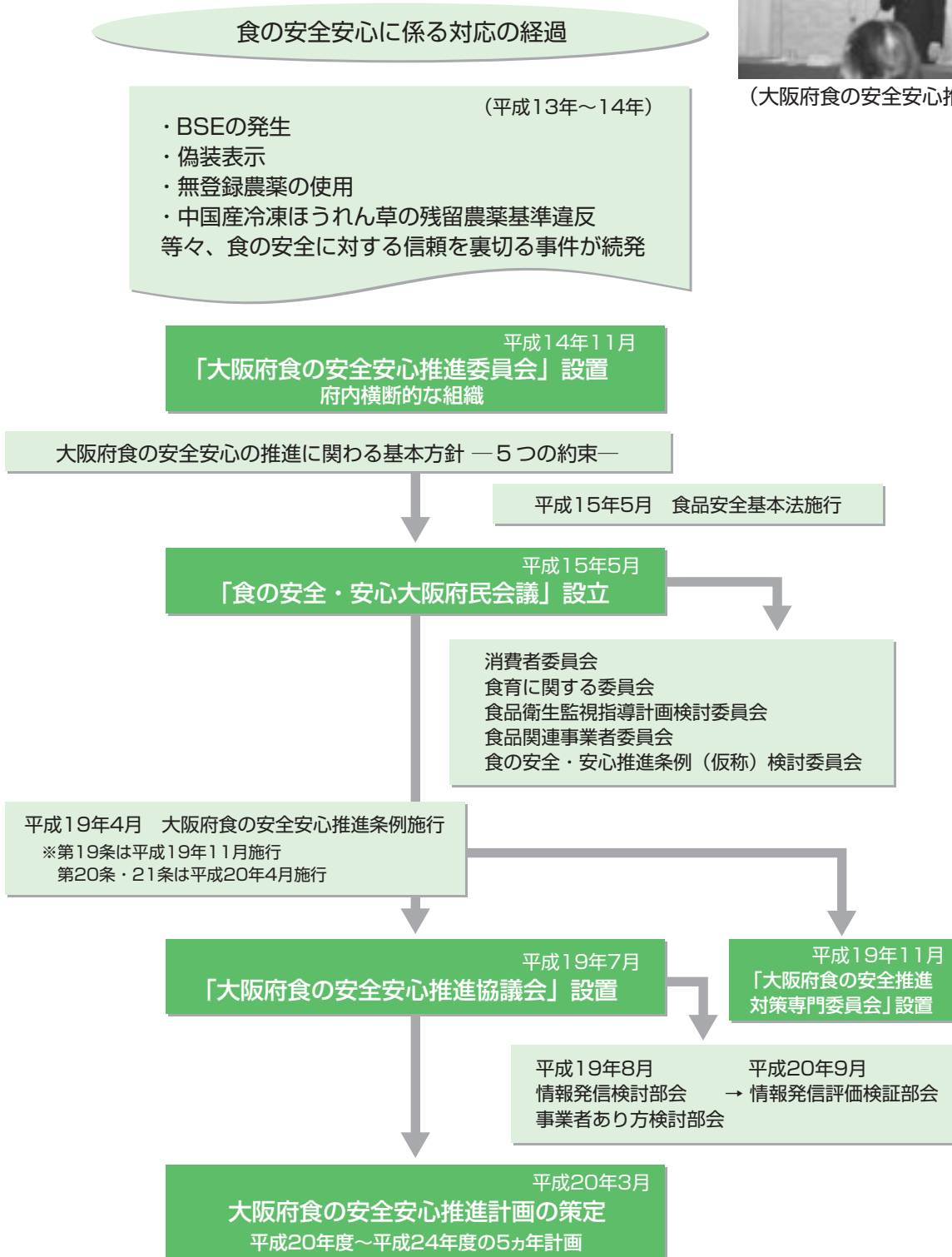
#### (4) 大阪府食の安全安心推進協議会の設置

条例の施行に伴い、あらたに知事の附属機関として食の安全安心の確保についての重要事項を調査審議する「大阪府食の安全安心推進協議会」を設置し、「食の安全・安心大阪府民会議」の今までの取組を継承しています。



(大阪府食の安全安心推進協議会)

#### 食の安全安心に係る対応の経過



## 1 条例の目的及び理念

平成19年4月1日に施行された「条例」は、食の安全安心の確保に関し、次のことを目的として策定されました。

- ① 基本理念を定め、大阪府及び食品関連事業者の責務並びに府民の役割を明らかにする。
- ② 府の施策の基本となる事項を定めてこれに基づく施策を総合的かつ計画的に推進する。
- ③ 食品による健康被害の拡大を防止し、現在及び将来の府民の健康の保護を図る。

また、食の安全安心の確保に関し、その基本理念として、次の4点を掲げています。

- ① 府民の健康の保護が最も重要であるという認識の下で、必要な措置を講じます。
- ② 食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、科学的知見に基づき、必要な措置を講じます。
- ③ 食品等及び生産資材の安全性に関する府、食品関連事業者、府民、有識者等の相互間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション※）を促進します。
- ④ 府、食品関連事業者及び府民の相互理解と協力の下に行います。



## 2 推進計画の策定にあたっての基本的な考え方

条例に基づき、府における食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、長期計画として「推進計画」を策定することとしました。

条例の第2章「食の安全安心の確保に関する施策」及び第3章「健康被害の防止等に関する施策」について、概ね5カ年の計画を立て、食の安全安心の確保に関する府の施策のポイントや取組の内容について明らかにします。食の安全安心の取組は、食品安全基本法、食品衛生法、農薬取締法、JAS法、不当景品類及び不当表示防止法<sup>\*</sup>、消費者基本法<sup>\*</sup>、条例など多岐にわたりますので、可能な限りこれら関係する施策を網羅します。

この「推進計画」では、これらの施策を「1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保」「2 健康被害の未然防止や拡大防止に関する体制の整備」「3 情報の収集及び提供」の3つに分類して記載しています。

策定にあたっては、府民や食品等事業者の意見が反映したものとなるよう、「大阪府食の安全安心推進協議会」の意見を事前に聴いた上で、また、府民の意見を反映するため、パブリックコメントを求めるなど、適切な措置を講じたうえで策定しました。

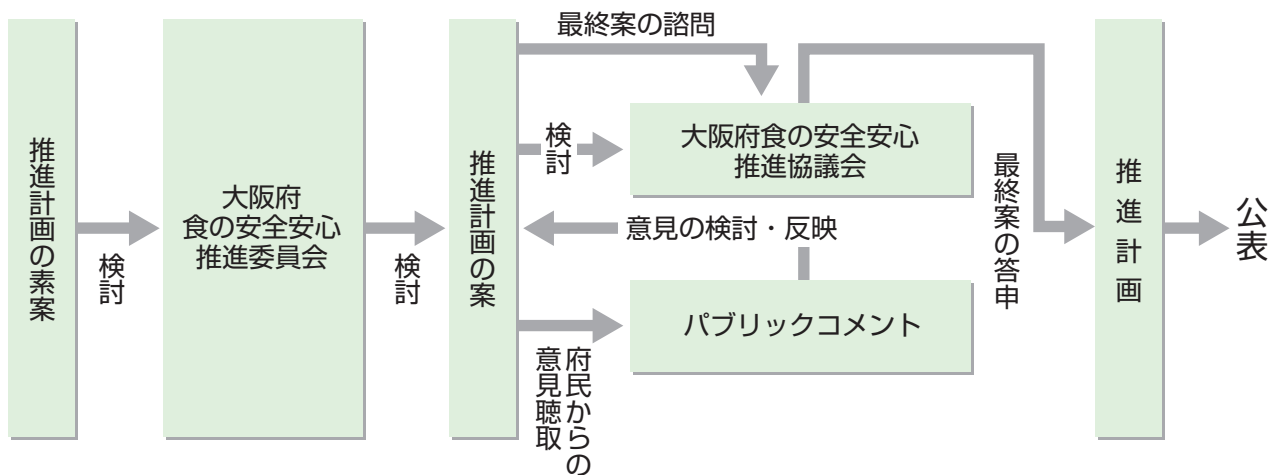


図 計画策定の流れ

### 3 推進計画の変更及び進捗状況の検証及び公表

計画は平成20年度から平成24年度までの5カ年計画としていますが、随時見直し、計画に変更が生じた場合には本計画同様公表をします。

さらに、府、食品関連事業者及び府民が、食の安全安心の確保の取組について現状を把握して、課題等を共有することによって、その後の取組につなげるため、大阪府食の安全安心推進協議会に計画の進捗状況を報告し、実施状況の検証を行います。これらの状況についても、毎年度、公表します。

なお、本書では平成20年度の進捗状況及び平成21年度の目標指標について記載しています。

## 1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保

### (1) 監視指導体制の整備

#### 施策のポイント

食の安全安心の確保は第一義的には食品関連事業者の責務ですが、その事業者の取組を確実なものとするため、府は、生産から消費に至るまでの一貫した監視、指導等を関係法令に基づき行う必要があります。

食の安全安心に関する監視指導等については、食に関連した法律に基づき、各所管部局が実施しますが、食に関する法律は多岐にわたることから、今後、更に関係部局が連携し、また必要に応じて国や他の都道府県等とも連携して生産から販売に至るまで一連の監視指導や検査を強化していくことが重要です。

関係法令には、食品衛生法、健康増進法<sup>\*</sup>、薬事法<sup>\*</sup>、JAS法、農薬取締法などがあります。

#### 取組の内容

##### ～生産段階～

##### (農産物)

##### ア 農薬使用者への立入検査〈農政室〉

農薬の適正使用を推進するため、必要に応じ、農薬取締法に基づき農薬使用者に立入検査を行い、農薬使用に係る取締を行います。

##### (畜産物)

##### イ 牛トレーサビリティの推進〈動物愛護畜産課〉

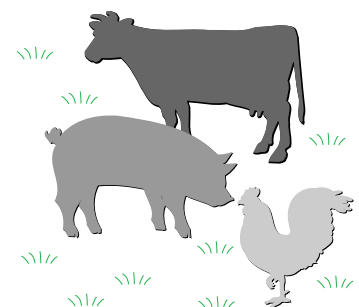
府内牛飼養農家に対して、牛トレーサビリティ法に基づく個体識別耳標の装着及び個体情報の届出を指導します。

##### ウ 畜産物中の飼料添加物残留検査〈動物愛護畜産課〉

飼料の適正な使用を図り安全な畜産物の生産を確保するため、府内畜産農家における畜産物中の飼料添加物残留検査（抽出検査）を実施します。

##### エ 鳥インフルエンザのサーベイランス〈動物愛護畜産課〉

府内2カ所の家畜保健衛生所において鳥インフルエンザウイルスの有無を確認するため、毎月府内養鶏農家の鶏を対象に臨床検査、ウイルス検査等による疾病監視のモニタリング調査を実施するとともに、府独自に全養鶏農家に定期的に立入調査し、ウイルス検査を実施します。



**●鶏肉、卵の安全性**

鳥インフルエンザ発生農場から鶏肉及び鶏卵の一部が食品として流通しており、発生農場の事業者が自主的に回収していますが、こうした取組が鶏肉や鶏卵の安全性について不安や混乱を招いています。

鳥インフルエンザについては、これまで、鶏肉や鶏卵を食べることによって、人に感染したという事例の報告はありません。

このため、食品衛生の観点からは、鳥インフルエンザ発生農場から出荷された鶏卵や鶏肉を回収する必要はないものと考えられます。

(水産物)

**オ 貝毒の監視**

〈水産課・食の安全推進課・保健所・環境農林水産総合研究所(水産技術センター)・公衆衛生研究所〉  
大阪湾における、二枚貝等を毒化させる恐れのあるプランクトンの発生状況を監視し、必要に応じて、貝毒検査を実施します。

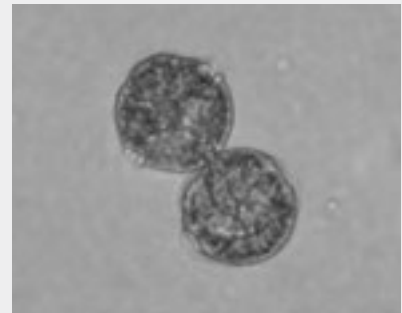
**カ 養殖生産安全対策〈水産課〉**

養殖魚介類の感染性疾病のまん延防止のため、養殖場等に対し、魚類防疫に関する講習や指導・監視等を行うとともに、水産医薬品の指導及び残留医薬品の検査を行います。

●貝毒とは？

主に二枚貝が、毒素を持った植物プランクトンを餌として食べることによって体内に毒が蓄積した状態のことをいい、麻痺性貝毒と下痢性貝毒の2種類があります。現在、大阪湾で確認されている有毒プランクトンは、麻痺性貝毒であるアレキサンドリウム・タマレンセという種類のプランクトンです。

大きさ 約40μm (0.04ミリメートル)



アレキサンドリウム・タマレンセ  
(環境農林水産総合研究所水産技術センター撮影)

●麻痺性貝毒の症状

食後30分で舌、唇などがしびれ、重症の場合、体が思うように動かなくなります。最悪の場合は、12時間以内に呼吸困難などで死亡することもあります。12時間をこえれば回復に向かいます。

人の致死量は、約3,000～20,000マウスユニット (MU)\*とされており。

●貝毒の性質

麻痺性貝毒 (サキシトキシン) は、フグ毒に似ており、熱に強く、加熱調理しても毒性は弱くなりません。

～製造・加工・調理・流通・販売段階～

キ 大阪府食品衛生監視指導計画に基づく監視指導

〈食の安全推進課・保健所・食品衛生検査所・食肉衛生検査所・食鳥検査センター〉

食品衛生法に基づき大阪府食品衛生監視指導計画を策定し、食中毒発生時の影響度や流通の広域性等を考慮して、食品衛生上重要性が高い施設を重点対象とし、保健所、食品衛生検査所、食肉衛生検査所等により計画的かつ効率的に監視指導を実施し、食品の安全確保を図ります。監視指導の際には、食品衛生法、大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律\*に基づき施設基準、営業者が講ずべき措置の基準、成分規格、製造基準、表示の基準等に適合することを確認します。

また、食中毒事件発生時の原因調査のため、疫学調査並びに中毒した患者等のふん便、吐物及び原因と思われる食品等について微生物学的もしくは理化学的試験などを行うとともに原因施設に対する措置や再発防止対策の指導を行います。

ク 大阪府食品衛生監視指導計画に基づく食品等の試験検査

〈食の安全推進課・保健所・食品衛生検査所・食肉衛生検査所・食鳥検査センター・公衆衛生研究所〉

大阪府食品衛生監視指導計画に基づき、府内で製造された食品及び輸入食品を含む府内に流通する食品等を対象として収去し、残留農薬や添加物、微生物、アレルギー物質※などの試験検査を行い、不良食品を排除します。



**●輸入食品の安全対策**

国民の食生活の多様化、食品の国際流通の進展に伴い、輸入食品の件数は年々増加しており、平成19年には全国で輸入重量は約3,236万トン、輸入件数は約182万1千件であり、10年前と比べ約2倍の届出件数となっています。

このため、大阪府では、食品衛生監視指導計画に輸入食品対策を最重点事業として組み入れ、検査対象食品の種類及び検査項目の拡充を図っています。

平成19年度には

- ① 農産物の残留農薬検査 180検体
- ② 加工食品の添加物検査 232検体
- ③ 冷凍食品の微生物規格検査 59検体 など

総計 1,975検体の検査を実施しています。



「大阪府食品衛生監視指導計画」とは、

食品衛生法第24条の規定により、国の示した指針に基づき大阪府（大阪市、堺市、高槻市、東大阪市を除く（各市はそれぞれが実施））が行う、監視指導の実施に関する単年度計画を定めたものです。

内容は次のとおりです。

第1 監視指導計画の策定に関する基本的な方向

- 1 基本的な方向
- 2 監視指導の実施体制等に関する事項
- 3 食品供給行程（フードチェーン）の各段階における監視指導
- 4 リスクコミュニケーション

第2 監視指導の実施に係る基本的事項

- 1 実施区域と実施機関
- 2 実施機関の役割
- 3 試験検査実施機関の信頼性確保等

第3 監視指導実施計画について

- 1 重点的に監視指導を実施する事項
- 2 保健所による監視指導
- 3 食品等の試験検査の実施内容
- 4 違反を発見した場合の対応に関する事項
- 5 食中毒等健康危害発生時の対応に関する事項

第4 食品等事業者の自主的な衛生管理に関する事項

- 1 食品衛生管理者の設置
- 2 食品等事業者による自主的な衛生管理の促進
- 3 HACCPの促進普及
- 4 自主回収報告制度の推進

第5 リスクコミュニケーション等の実施に関する事項

- 1 監視指導計画の策定・変更・実施状況の公表
- 2 消費者への情報提供等
- 3 違反の公表

第6 食品衛生に係る人材育成・資質向上と衛生管理技術の向上に関する事項

- 1 食品衛生監視員、と畜検査員及び食鳥検査員に関する事項
- 2 食品関係者に関する事項
- 3 食品衛生指導員に関する事項

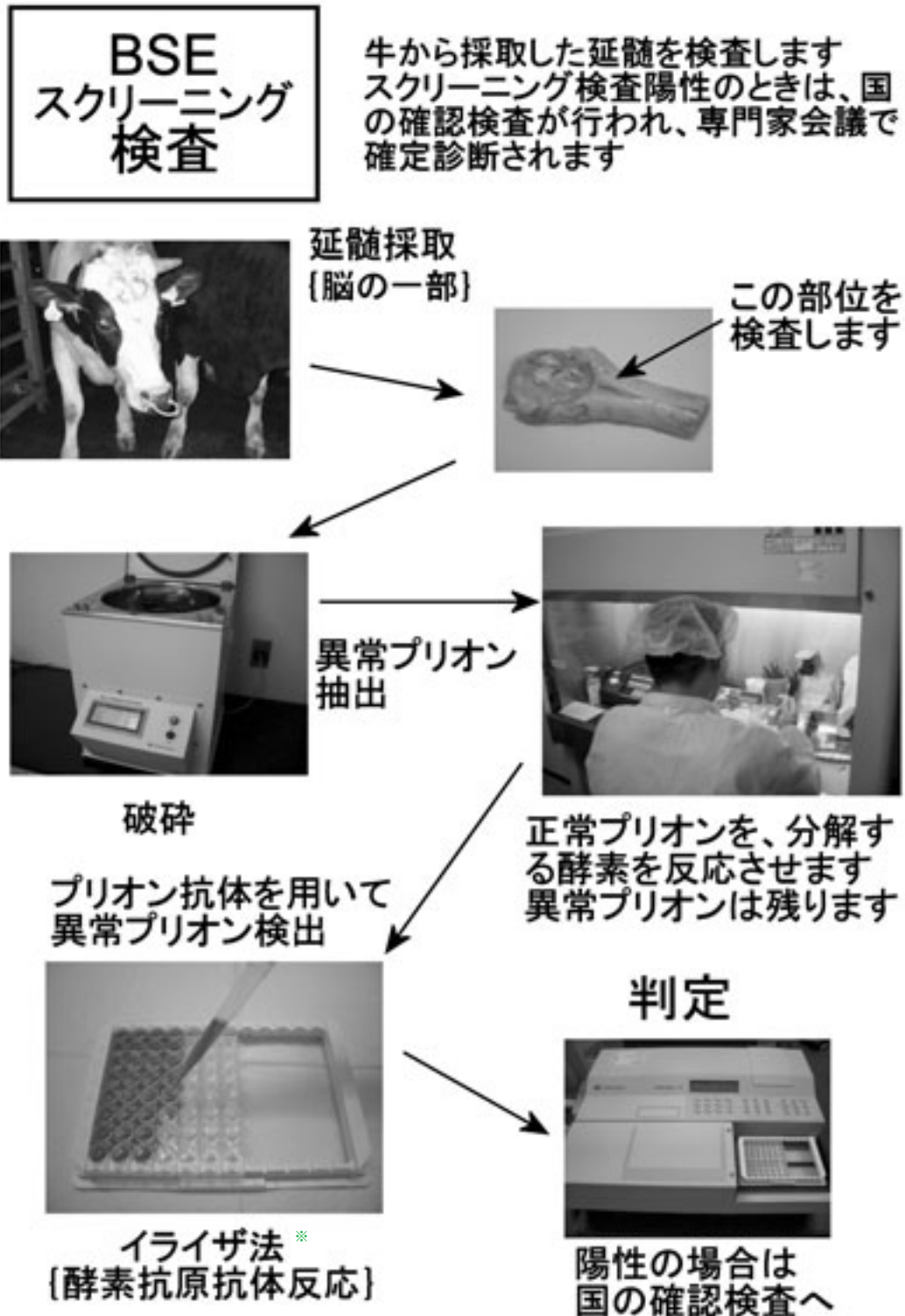
- ・ 食中毒発生防止対策
- ・ 広域流通食品対策
- ・ 食品への異物混入防止対策
- ・ 食品表示対策
- ・ 輸入食品の安全性の確保  
など

※ 大阪府食品衛生監視指導計画は <http://www.pref.osaka.jp/shokuhin/kanshikeikaku.html>（大阪府健康福祉部食の安全推進課ホームページ）から見る事が出来ます。



■ と畜場における食肉の衛生検査（食の安全推進課（食肉衛生検査所））

府内2ヶ所の食肉衛生検査所において、安心して食べることのできる食肉を提供するため、と畜場法\*に基づき、生体から枝肉までの全ての過程で、一頭ごとに詳しく、家畜の疾病検査や微生物や病理などの精密検査、BSE検査をします。また、食品衛生法に基づき、残留抗菌性物質等の検査や食肉取扱施設の衛生指導を行います。



■ 食鳥処理場における食鳥肉の衛生〈食の安全推進課〉

鶏肉等の食鳥肉は、食鳥処理施設で1羽毎の検査が行われます。大規模な食鳥処理場については、食鳥検査を大阪府が実施しています。小規模の食鳥処理場についても、自主検査が適切に行われるよう衛生指導を行っています。

ミニ知識

「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づいて、食鳥（鶏・あひる・七面鳥）をとさつ、羽毛を除去した食鳥及びその食鳥とたいから内臓を摘出する過程は、許可を受けた食鳥処理場で検査を受ける必要があります。

食鳥検査の内容

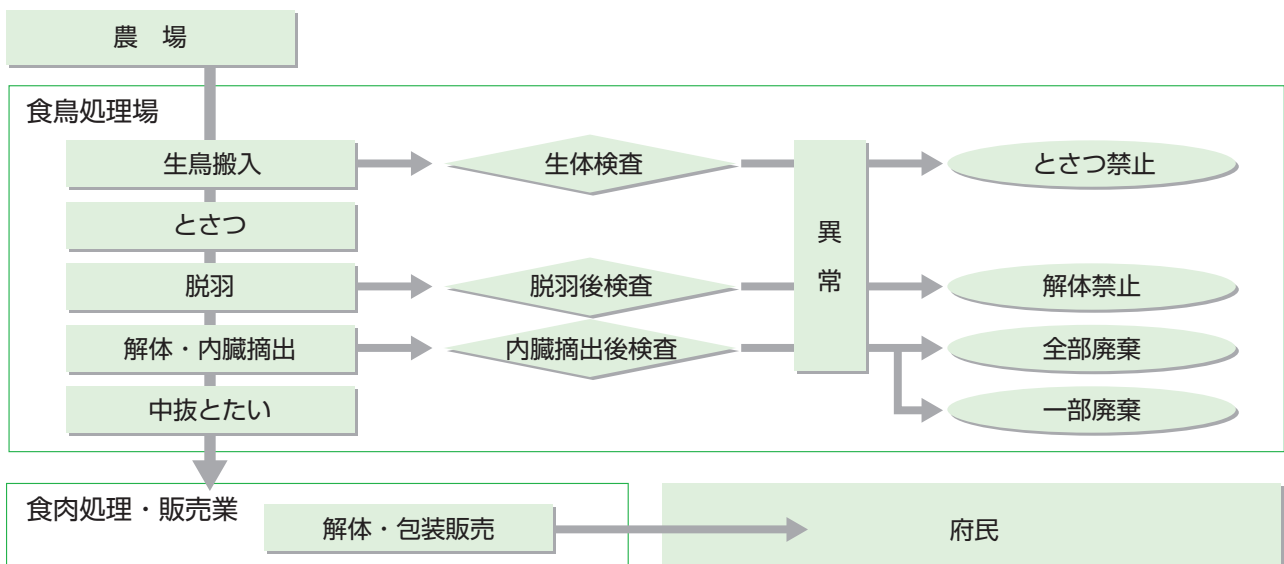
- 1 食鳥をとさつしようとするとき…その食鳥の生体の状況について検査
- 2 食鳥とたいの内臓を摘出しようとするとき…その食鳥とたいの体表の状況について検査（脱羽後検査）
- 3 食鳥とたいの内臓を摘出したとき…その内臓及び食鳥中抜きとたい\*の体壁の内側面の状況について検査（内臓摘出後検査）

1年間に処理する食鳥の数によって、検査の方法が異なります。

1年間に30万羽を超える食鳥を処理する施設（大規模食鳥処理施設）における食鳥検査は、大阪府の獣医師が行います。

門真市にある処理場では、深夜から検査を実施しています。これは「朝引き」と言って鶏肉の最も美味しい熟成期間が解体して12～24時間と早いからです。

ちなみに、豚肉は10日間、牛肉は20日間です。



### ■ ふぐによる食中毒の防止〈食の安全推進課〉

ふぐを取扱う営業をする施設には、ふぐ処理講習会を修了した「ふぐ取扱登録者」を設置しなければなりません。

毎年、ふぐ処理講習会を開催し、ふぐ毒に起因する危害の発生防止のための知識の普及と処理技術の向上を図るとともに、ふぐのシーズンには保健所等が、ふぐ条例の徹底とふぐ中毒の発生防止のため、ふぐ販売営業一斉監視を実施しています。

### 三 二 知 識

ふぐの毒は、テトロドトキシンと呼ばれ、神経を麻痺させる作用があります。

この毒力は、猛毒の青酸カリの約1000倍。300度の加熱でも分解しないので、煮たり焼いたりの調理ではなくなりません。

有毒の部分を食べると20分～3時間でしびれやおう吐などの中毒症状を起こし、毒力が強ければ死ぬこともあります。人間の大人1人に対するふぐ毒の最少致死量は大体1万MUと推定されています。

ふぐ毒に有効な解毒剤はありません。

### ケ 食品衛生法とJAS法に基づく販売施設への合同立入監視指導

#### 〈食の安全推進課・保健所・流通対策室〉

食品等の表示が適正に実施されるよう、食品衛生法担当部局とJAS法担当部局が合同で量販店等に対して食品の表示について、立入指導を行います。

### コ 健康食品関係施設への合同監視指導

#### 〈食の安全推進課・薬務課・健康づくり課・保健所・公衆衛生研究所〉

健康食品による健康被害を防止するため、府民に対し健康食品の適切な使用の普及啓発を図り、また、製造施設、販売施設に対して、関連する食品衛生法、健康増進法及び薬事法主管課が合同で立ち入りし、原材料の確認や表示の点検指導を行います。

そのため、消費者啓発用リーフレット及び健康食品製造業者用リーフレットを作成して、健康食品を購入する側と提供する側双方に対して啓発を推進します。

また、健康食品の医薬成分の含有の有無を検査するため、健康食品買上げ検査を実施します。

## 事業目標

施策内容 (目標指標)	19年度 実績	20年度			21年度 目標	24年度 目標
		当初目標	実績	達成率(%)		
食品関係営業施設の監視指導 (監視指導施設数：件)	35,000	35,000	35,000	100	35,000	35,000
流通食品等の収去検査 (収去検査件数：件)	4,200	4,200	4,200	100	4,200	4,200
BSE対策事業 (BSE検査)	全頭	全頭(予定)	全頭	100	全頭(予定)	

(それぞれの件数には、大阪市、堺市、高槻市、東大阪市は含まれていません。)

## (2) 農林水産物の生産過程での法令の遵守

### 施策のポイント

府内産に限らず、府内に流通する農林水産物を対象に残留農薬の検査を実施します。食品衛生法の違反には当たらないが、生産段階で無登録農薬等が使用されたものや農薬等の適正使用基準等に違反して使用された疑いのあるものが発見された場合には、生産地を管轄する地方公共団体に、同じような違反が起こらないよう生産者の指導を要請します。

また、府内産の農産物については、「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」において、農薬の適正使用についての府独自制度として「農産物の安全安心確保制度」を定めており、農産物の安全安心を確保することで、大阪産農産物の付加価値の向上を図ります。

### 取組の内容

#### ア 大阪府食品衛生監視指導計画に基づく食品等の試験検査（再掲）

〈食の安全推進課・保健所・食品衛生検査所・食肉衛生検査所・食鳥検査センター・公衆衛生研究所〉

#### イ 農林水産物の生産過程での法令の遵守のための措置〈食の安全推進課〉

市場流通している農林水産物が食品衛生法違反には当たらないが、生産段階で適用される法令（農薬や動物用医薬品の使用基準）に違反していたこと又は違反の疑いが判明した場合、今後の同様の違反を未然に防止するため、条例第22条により生産地を所管する地方公共団体に指導を要請します。

#### ウ 大阪府内産農産物の安全安心確保体制の整備〈農政室〉

この制度では、生産者が農薬使用状況等の生産履歴の記帳を行うこと、及び出荷団体や直売所が農薬管理指導士<sup>\*</sup>を設置して、生産者への指導や生産履歴の確認を行うことを努力義務として定めています。

また、農薬の誤使用により食品衛生法に違反する疑いがある場合は、残留農薬を検査するなど、安全性が確認されない限り、出荷等を禁止し、生産者が間違っって農薬を使用したなどの情報があれば、府の職員が立入検査等を実施します。府は安全性に問題がある農産物を出荷・販売しないよう必要に応じて勧告を行います。

### (3) 表示の適正化の推進

#### 施策のポイント

食品等の表示は、府民が食品等を選択するうえで直接の手がかりとなります。府は、表示が適切に行われるために、計画的に監視や指導を行うとともに、府民から寄せられた情報等をもとに調査を行い、違反事業者に対しては指導や改善指示などの措置を行っていきます。

また、食品の表示に関する法律は多岐にわたり、さらに、食品をとりまく環境の変化に対応するため頻繁に改正が行われるため、府は食品表示が適正に行われるよう、食品関連事業者からの相談に対応するとともに、併せて府民に正しく理解されるよう、食品表示制度の周知と啓発に努めています。

なお、この条例で対象とする食品表示に関する法令は、主として、衛生上の観点からの「食品衛生法」、品質表示の適正化の観点から「JAS法」が対象となりますが、消費者の信頼確保という観点からは、他の法律についても違反しないようにする必要があります。

#### 取組の内容

##### ア 健康食品製造施設・販売施設の合同監視指導（再掲）

〈食の安全推進課・薬務課・健康づくり課・保健所〉

健康食品による健康被害を防止するため、製造施設、販売施設に対して、関連する食品衛生法、健康増進法及び薬事法主管課が合同で立ち入りし、原材料の確認や表示の点検指導を行います。

##### イ 食品表示適正化推進事業〈流通対策室〉

JAS法に基づく品質表示の適正化を図るため、食品表示ウォッチャー兼推進員による府内食品販売店の店頭表示状況の日常的なモニター普及活動の実施や食品表示指導員による府内食品販売店の計画的な巡回点検の実施に加え、事業者に対する立入検査等の実施及び事業者等への研修会を開催します。

#### 事業目標

施策内容 (目標指標)	19年度 実績	20年度			21年度 目標	24年度 目標
		当初目標	実績	達成率(%)		
健康食品関係施設への合同監視指導	1回/年	1回/年	1回/年	100	1回/年	1回/年
巡回点検店舗における 表示状況(JAS法) (概ね正しく表示されている店舗)	67%	70%	71%	101	72%	80%



## 2 健康被害の未然防止や拡大防止に関する体制の整備

### (1) リスクコミュニケーションの促進

#### 施策のポイント

100%安全な食品の追求には限界があります。従って、そのリスクを科学的に分析し、その評価の上にならって、行政や食品関連事業者がリスク管理を行っていく必要があります。その際には府民と情報を共有し、府民の意見を十分取り入れることが必要です。



生産から消費に至る各段階での情報が、学識経験者、行政機関、食品関連事業者、府民で共有できるよう、交流機会の提供や機会づくりなど、府として必要な取組を行い、常に情報の共有化を図り、消費者としての府民と食品関連事業者との意見が府の施策に反映されるよう、意見交換や情報交換などの取組を積極的に行います。

#### 取組の内容

##### ア 食品衛生監視指導計画の策定・変更・実施状況の公表〈食の安全推進課〉

食品衛生監視指導計画の策定にあたっては、保健所等の監視指導や相談業務の中で寄せられる食品等事業者及び消費者からの意見や要望を参考に原案を作成します。さらに、案の段階で、趣旨や概要をできるだけ分かりやすく公表し、広く府民の意見を聴取し、食の安全施策への府民参加を促進します。

年度途中で食品を取り巻く環境に著しい変化があり、監視指導計画を見直す必要が生じた場合には、同様の手順により変更します。

当年度の食品衛生監視指導計画の実施状況については、次年度6月末までにホームページで公表します。

また、夏期及び年末一斉取締り等の実施状況、年度途中の試験検査の結果等については、結果がまとまり次第、逐次公表します。

##### イ 府民ニーズの把握

「食の安全安心」についてのアンケート（意識調査）には、インターネットを活用した「ネットパルアンケート」と無作為に抽出した府民への郵送による「府民意識調査」の2種類があります。これらアンケートを活用することなどにより、府民ニーズの把握に努めます。

また、「監視指導計画」について大阪府のホームページから意見募集を行っています。

さらに、この推進計画についても、策定時のパブリックコメントをはじめ、随時リスクコミュニケーションを図ります。

### ウ 食品等事業者と府民との交流機会の提供〈食の安全推進課〉

府民が不安を抱いている食の安全について、通常、食品等事業者はどのような衛生対策をとっているかなどの実情を知ってもらい、食品製造等に対する府民の信頼感を得ることを目的に工場見学等を実施します。

### エ シンポジウム、セミナー等によるリスクコミュニケーションの実施〈食の安全推進課〉

食の安全安心にかかるリスクコミュニケーションを実施するとともに、シンポジウムの開催など各種の啓発活動を行います。

- シンポジウム、セミナー等の開催
- 啓発用リーフレット等の作成

## 事業目標

施策内容 (目標指標)	19年度 実績	20年度			21年度 目標	24年度 目標
		当初目標	実績	達成率(%)		
リスクコミュニケーションの実施回数 (セミナー・シンポジウム等)	3	6	6	100	6	10



## (2) 緊急時の体制の整備

### 施策のポイント

府の重要な責務として、食品による健康に重大な危害を及ぼす事態を可能な限り未然に防ぐとともに、健康被害が発生した場合、府民の生命、健康の保護を第一に考え、迅速かつ適切に対処する必要があります。このため、食の安全安心を脅かす事態に備え、危機発生時における連絡体制や対応マニュアルの整備、マニュアルに基づく訓練等を実施していきます。

食の安全に係る危機事象では、関係部局や機関が広範になることも予想されるため、平常時から部局間の連携はもとより、関係機関等との連携、協力体制の整備に努め、緊急時に備えます。

### 取組の内容

#### ア 食中毒発生時の調査体制について〈食の安全推進課・保健所〉

「大阪府食中毒対策要綱」により、食中毒対応の体制について、また「大阪府食中毒処理要領」及び「大阪府食中毒調査マニュアル」により、食中毒発生時の処理手順について規定し、緊急時はもとより平常時における準備等を行うなど、危機発生時には円滑で的確な食中毒調査の実施を目指します。

#### イ 健康食品等による健康被害相談について〈薬務課・保健所〉

府民、医療機関等からのいわゆる健康食品・無承認無許可医薬品による健康被害相談を迅速に処理し、健康被害の拡大を防止するため処理手順を定めています。

#### ウ 貝毒対策について

〈水産課・食の安全推進課・環境農林水産総合研究所（水産技術センター）・公衆衛生研究所〉

大阪湾において、赤潮等による漁業被害を及ぼす恐れのあるプランクトン及び貝毒を蓄積させる恐れのあるプランクトンが発生した場合や、アサリ及び漁獲対象となっている二枚貝並びに二枚貝を捕食するイシガニ等に貝毒の蓄積が見られた場合における情報収集及び伝達体制を定め、円滑に対応します。

平成18年から3年連続して貝毒が発生していますが、関係部局が連携をとりながら二枚貝の採取防止等の啓発活動を実施し、健康被害の発生を抑えています。

#### エ BSE発生時の体制について〈食の安全推進課〉

BSE検査により、と畜場内での発生が確認された場合、「BSE発生時の措置マニュアル」に基づき迅速に関係機関へ連絡し、と畜場内の消毒等衛生対策を講じます。

平成19年度末までに大阪府域でのBSE発生はありません。

また、年度毎に連絡体制の見直しを行っています。

## オ 鳥インフルエンザ発生時の対応について〈食の安全推進課〉

食鳥処理場で鳥インフルエンザの発生が確認された場合、風評被害の予防対策を含めて迅速な対応を行います。

平成20年4月に策定した「大規模食鳥処理場における高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル」に基づき、畜産部局と連携して、緊急発生時に備えます。

### 事業目標

施策内容 (目標指標)	19年度 実績	20年度			21年度 目標	24年度 目標
		当初目標	実績	達成率(%)		
食中毒及び健康被害に繋がるおそれのある食品苦情の発生件数	1,500	1,450	2,300	=	1,400	1,300

(コメント) 食の信頼をゆるがす事件が多発し、消費者の食への関心が高まったことが大きいと考えられます。  
なお、達成率として評価できないので、達成率は記載しておりません。

### (3) 健康被害の拡大防止のための情報の公表（平成19年11月1日施行）〈食の安全推進課〉

#### 施策のポイント

重大な健康被害が発生した場合、食品と健康被害が発生したことに一定の蓋然性があり、かつ、健康被害が拡大するおそれのある時、積極的に公表するとともに、情報提供のあり方が風評被害を生じさせないなど適切なものとなるよう専門家の助言を得る一定のしくみを確保します。

大規模あるいは長期にわたる広範囲な事故を調査する過程では、どの段階で「蓋然性」があるかと判断するかについては、原因の絞込みや疫学的なデータの収集が充分でないなど、現実の場面では、迅速に判断をすることが困難なケースが予想されることから「運用指針」を策定しました。

#### 取組の内容

平成19年8月3日、5名の専門委員からなる「大阪府食の安全推進対策専門委員会」を設置しました。10月30日には、迅速かつ適切な情報提供を行い、飲食に起因する衛生上の健康被害発生の拡大を防止するため、公表の流れや、公表の要件、自主的な措置の勧奨、公表の決定等について「食の安全安心推進条例第19条にかかる運用指針」を策定しました。

また、「中国における牛乳へのメラミン混入事案」について、専門委員会のご意見及び内閣府食品安全委員会の情報を基に、「メラミンに関するQ&A」を作成しました。

大阪府食の安全推進対策専門委員会設置要綱、名簿及び食の安全安心推進条例第19条にかかる運用指針、メラミンに関するQ & Aについては食の安全安心ホームページにて公表しております。

<http://www.pref.osaka.jp/shokuhin/anzen/kyougi/taisaku.html>

### (4) 自主回収報告制度（平成20年4月1日施行）〈食の安全推進課・保健所〉

#### 施策のポイント

事業者自らが食品等の不備を把握し自主的に回収することについて、現状では法律による規定はなく、事業者の判断に委ねられています。事業者が食品等を自主回収する場合、保健所への報告を義務付け、府は、その情報を公表することで、回収情報を迅速かつ的確に府民に伝え、事業者の回収の円滑化を図ることにより、事業者の自主的な取り組みを支援するとともに府民の食の安全に対する信頼を高めます。

#### 取組の内容

事業者から自主回収の着手と終了について報告を受けます。

府は自主回収が円滑に行われるよう事業者を指導するとともに、府民へ自主回収の情報をホームページに掲載します。

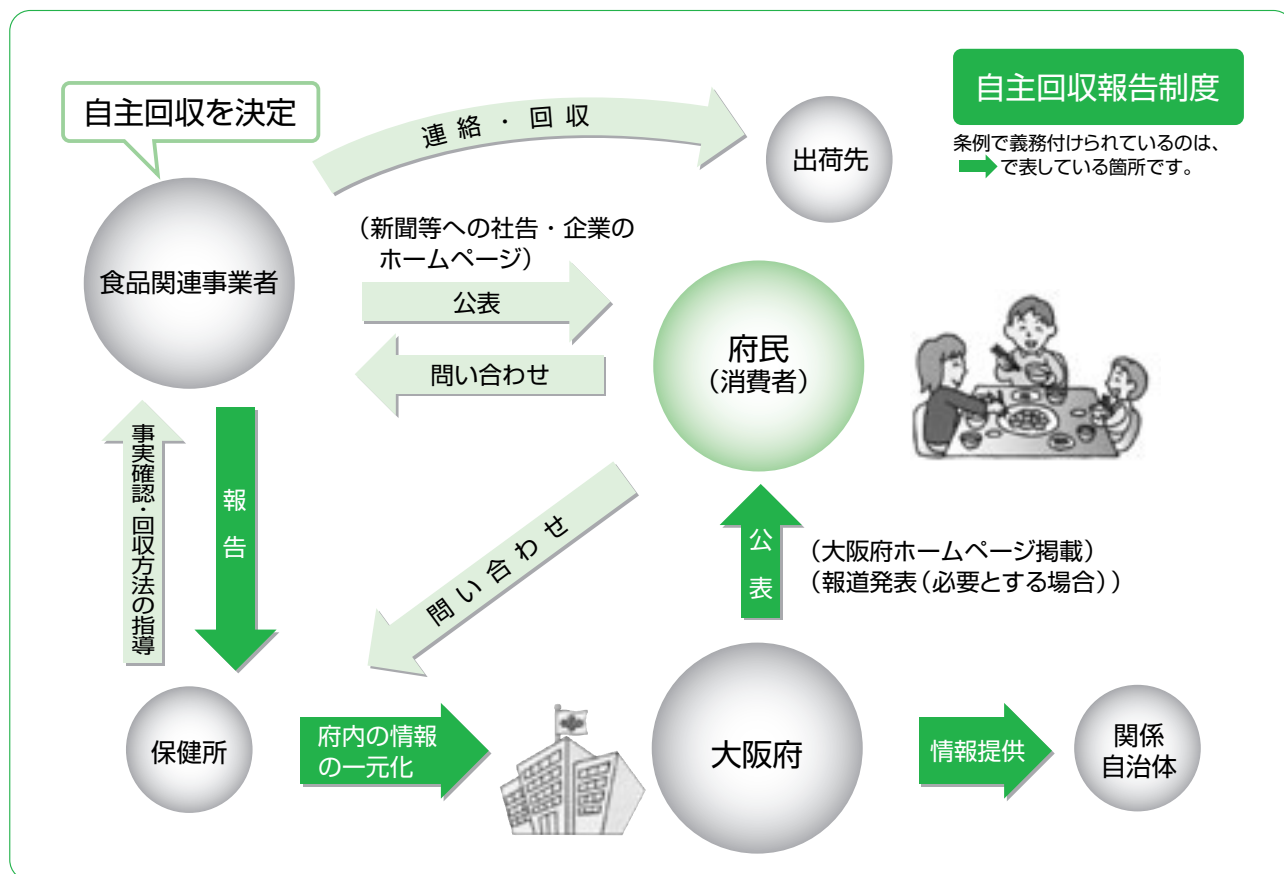
報告義務の対象となる食品等とは、府内に流通しているか、府民に販売された次のものです。

- ① すべての飲食物（医薬品・医薬部外品を除く）
- ② 食品添加物
- ③ 器具・容器包装

平成20年度報告件数（4月～2月現在）

HP掲載（大阪府内）	HP非掲載*（大阪府内）	HP掲載（他自治体）	HP非掲載*（他自治体）
59件	15件	98件	103件

\*期限表示を短く記載するなど健康に害のない理由である場合、または府内に流通していない・府民に販売されていないことが明らかな場合は、条例の対象外として非掲載としています。



## (5) 調査研究等の推進〈公衆衛生研究所・環境農林水産総合研究所〉

### 施策のポイント

府は食の安全安心に関する施策を最新の科学的知見に基づき適切に実施するため、調査や試験研究を推進します。公衆衛生研究所や、環境農林水産総合研究所などの試験研究機関が、協力、連携して多様化する府民ニーズに対して効果的、効率的に対応します。

### 取組の内容

ア 公衆衛生研究所では、定例的に食品の化学及び微生物検査（収去検査）を行い違反品の排除に努めるとともに、理化学検査については平成18年5月から農薬のポジティブリスト制度がスタートしたことにより、分析対象とする農薬数の増加及び分析法の複雑化に対応するため、迅速に多量の農薬を正確に分析できる新しい分析方法（系統分析法）を開発研究していきます。

現在、農薬132項目、動物用医薬品19項目を検査していますが、さらに項目数を増やす方向で開発研究を行います。

一方、微生物検査においても、食中毒等発生時に原因菌を検出するためにPCR法\*等遺伝子分析法を導入することにより、迅速にその結果を保健所等調査現場にフィードバックし、危害の拡大防止や再発防止に寄与しています。

昨今、急速に食中毒の原因物質として注目を浴びているノロウイルスについて今までは食品から検出は困難とされていましたが、新たにこの検出法を開発研究してノロウイルスによる食中毒予防に寄与していきます。

イ 環境農林水産総合研究所では、残留農薬対策として、減農薬で行える農作物病虫害防除技術の開発や農薬登録試験などを継続的に行っていきます。また、農薬散布を泡で行い周辺へ飛散させない技術や紫外線を利用した減農薬栽培技術の導入、残留農薬を迅速に分析できる技術などの開発に取り組み、農作物生産現場での食の安全、安心を促進していきます。

さらに、食品や農作物の偽装表示に対する対策として、大阪特産の水ナスを含むナス類、白菜、にんにく加工食品としてのキムチなどのDNA品種識別技術等の開発にも取り組んでいきます。水産においても、貝毒プランクトンの発生調査を行い、大阪湾のアサリ、赤貝、トリガイ等水産物の食の安全、安心にも寄与していきます。

### 事業目標

施策内容 (目標指標)	19年度 実績	20年度			21年度 目標	24年度 目標
		当初目標	実績	達成率(%)		
大阪府立公衆衛生研究所における残留農薬検査項目数	132	150	132	=	150	200
大阪府環境農林水産総合研究所における研究成果の普及、技術支援のためのセミナー、講演会等の開催(技術セミナー、講演会の開催件数:件) (主な話題が食の安全・安心以外のセミナー等も含む)	33	40	40	100	40	40

(コメント) 20年度は、加工食品中の農薬分析法開発、ギョーザ事件、事故米事件及び関連する苦情検査への対応を優先させたために、目標である分析項目数の増加を検討できませんでした。

なお、新たな検査項目の追加ができなかったため、達成率は記載しておりません。

## 3 情報の収集及び提供

### (1) 正しくわかりやすい情報の収集及び提供

#### 施策のポイント

食に関する情報は日進月歩であり、食の安全安心の確保の取組を進めるうえで、こうした情報を共有することは極めて重要です。特に、健康への悪影響の未然防止において、情報の果たす役割は大きいものがあります。

このため、府は、新しい情報の収集に努めるとともに、特に、府民の健康への悪影響を未然に防止するための有益な情報の収集や整理、分析等を行い、府民や食品関連事業者に対し、ホームページなどを活用して積極的に情報提供を行います。

行政機関、研究機関、食品関連事業者からの情報や監視指導結果、各種の調査結果などの行政の情報も含めた幅広い情報を府民に分かりやすく提供します。

#### 取組の内容

#### ア 食の安全安心ホームページ及び食の安全安心だより、メールマガジンによる情報提供〈食の安全推進課〉

「食の安全安心ホームページ」において、食の安全安心に関する情報を集約し、タイムリーな情報を府民に提供するとともに、「食の安全安心だより」として、定期的にメールやFAX等紙媒体で提供します。

さらに、平成21年度よりパソコン及び携帯電話によるメールマガジンを発行し、緊急情報や行政情報など、速やかな情報発信ができるよう体制を構築します。

(発行数等の目標値は中間見直しの際に検討します。)

また、「食の安全安心推進条例」及び「食の安全安心推進計画策定」に関連する情報を府民に提供します。

#### イ 消費者への情報提供等〈食の安全推進課・保健所〉(一部再掲)

(ア) 家庭での食中毒防止や消費者の衛生知識の向上に向けて、講習会等を開催します。

(イ) 食品等による危害発生防止のため、報道機関への情報提供を行うとともに、ホームページや広報紙などにより、迅速かつ的確な情報提供を行います。また、適宜、消費者、食品等事業者との意見交換会を行います。

(ウ) 食中毒予防啓発キャンペーンを関係団体と共同で行います。

#### ウ 違反の公表〈食の安全推進課〉

食品衛生上の危害の状況を明らかにし、危害の拡大防止及び再発防止を図るため、法律または法律に基づく命令に違反した者に対し、行政処分または書面による行政指導を行った場合は、営業者名、対象食品、対象施設等を公表します。



また、大阪府の講じた措置の内容はもとより、違反原因及び改善状況についても、適宜公表します。

## エ 自主回収情報の公表〈食の安全推進課〉(再掲)

保健所に報告された自主回収情報をホームページに掲載して、情報提供するとともに、必要に応じて、報道機関に情報提供を行います。

### 事業目標 (4月～2月平均)

施策内容 (目標指標)	19年度 実績	20年度			21年度 目標	24年度 実績
		当初目標	実績	達成率(%)		
食の安全安心ホームページへの アクセス回数(月平均)	1,971	2,000	4,100	205	4,100	4,100

(コメント) 非食用の事故米穀の不正流通、中国における牛乳へのメラミン混入事案等の事件の発生など、府内及び国内の食に関する情報の掲載等により、平成20年度はホームページのアクセス数が大きく増加しました。このため、平成21年度目標を修正するとともに、24年度目標値についても「2,100」から21年度目標と同数の「4,100」に修正します。

なお、平成24年度目標については、21年度中に中間見直しを行い、22年度改定までに再度検討をします。

## (2) 知識の普及啓発

### 施策のポイント

事業者や府民が自らの責務や役割を果たせるよう、府は、府民全体を対象に、食の安全安心の確保に関する学習の機会の提供など、必要な取組を行います。

かつて、食品の輸送技術や保存技術が十分発達していない時代では、地域で生産されたものがその地域で消費され、消費者にとって生産現場は身近なものであり、生産の状況を理解することが容易でした。しかしながら、これらの技術の発達や社会経済のグローバル化、輸入食品の多様化の進展に伴い、「生産」と「消費」との距離が大きく広がるなど、食の安全安心に関する様々な問題が、府民からみて分かりにくいものになってきていました。

しかし、近年、食と農の距離を縮め、消費者と生産者の顔が見える関係づくりとして、地場農産物の直売や学校給食への供給など、いわゆる地産地消の取り組みが進められています。さらに、生産・流通・消費に関わる団体等の協力により、消費者が生産や加工、流通等の現場を学ぶことなどによって、互いの信頼関係の構築が進んでいます。

このような、生産から消費に至る知識について学ぶ機会の提供などに、引き続き努めてまいります。また、食育においても、全世代を対象に、食の安全安心にかかわる意識を高めます。

### 取組の内容

#### ア 食品衛生講習会の実施など〈食の安全推進課・保健所〉（一部再掲）

食品衛生に関する正しい知識の普及啓発を図るため、消費者及び食品関係営業者・従事者に対し、食品衛生講習会等を実施します。また、食中毒予防啓発キャンペーンを関係団体と共同で行います。

#### イ シンポジウム、セミナー等によるリスクコミュニケーションの実施〈食の安全推進課〉（再掲）

食の安全安心にかかるリスクコミュニケーションを実施するとともに、シンポジウムの開催など各種の啓発活動を行います。

- シンポジウム、セミナー等の開催
- 啓発用リーフレット等の作成

#### ウ メールマガジンによる情報の発信〈公衆衛生研究所〉

公衆衛生研究所では外部からの見学を受け入れ、見学者に食中毒予防啓発等の情報提供を行うとともに、公衛研ニュース、食品衛生を含めた幅広いテーマを府民にわかりやすく伝えるメールマガジン「かわら版@iph」及びホームページでも広く情報提供を行っています。また、府民を対象とした公開セミナーを大阪市と共同で開催する予定です。

#### エ 条例の普及啓発〈食の安全推進課〉

条例の普及啓発は、関係者がその意義を理解し自らの取り組みを促進し、条例の認知が今後の食の安全確保と府民の食の信頼回復につながるものと期待されます。

現在府が有する次の情報発信方法や機会を積極的に活用し、普及啓発に努めていきます。

- ①府政だより等広報紙、②テレビ等マスメディア、③ホームページ、④パンフレット等印刷物、⑤講習会や食品衛生キャンペーン、⑥その他

## オ 食育を通じた食の安全安心にかかわる知識の高揚

### (ア) 食育の推進（野菜バリバリ朝食モリモリ）〈健康づくり課・健康科学センター〉

子どもの頃から規則正しく朝食をとり、野菜や果物を多く摂取する等の健康的な生活習慣を身につけるために、学校と家庭、地域、外食や流通業界、産地等が連携して、府保健所や府立健康科学センターがコーディネーターとしての役割を担いながら、総合的な食育を推進します。

### (イ) 食育推進事業〈流通対策室〉

食育推進ボランティアとの連携協力により、学校や地域における食育活動を推進します。  
また、食品産業事業者が実施する食育事業について支援を行っています。

### (ウ) 中央卸売市場食育推進事業〈中央卸売市場〉

食育の推進及び市場の活性化を図るため、市場内業者の食育推進体制を整備するとともに、府民を対象に市場の場を活用した体験型の食育事業を実施します。

- 中央卸売市場食育推進協議会の設置・運営
- 「食育塾」の開催

### (エ) 学校における食育の推進〈保健体育課〉

学校（小・中学校）においては、子どもたちに望ましい食習慣を形成するため、食に関する指導の全体計画を策定し、組織的・計画的な食育の推進を図ります。

### (オ) 大阪府学校給食研究協議会の開催〈保健体育課〉

学校給食の充実に資するため、学校給食関係者を対象に、学校給食の指導・衛生管理等に関する研究協議会を開催します。

### (カ) 農業教育の推進〈農政室〉

子どもたちの農業や食の大切さに対する理解を推進するために、食農教育の指導者育成や推進体制の整備を行います。

### (キ) 消費者研究発表大会〈消費生活センター〉

消費者団体が日常行っている消費者問題についての調査研究や実践活動の成果の発表を通じて相互に情報交換する場を設けます。

## 事業目標

施策内容 (目標指標)	19年度 実績	20年度			21年度 目標	24年度 目標
		当初目標	実績	達成率(%)		
食品衛生講習会等の実施 (講習会参加人数)	19,000	20,000	21,000	105	20,000	20,000
公衛研ニュースの発行年間回数	3	3	3	100	3	4
メールマガジン「かわら版@iph」 読者数	600	600	965	161	970	970
公開セミナーの開催	1回/年 150名	1回/年 150名	1回/年 150名	100	1回/年 150名	2回/年 300名

(コメント) メールマガジン「かわら版@iph」については、府庁関連部所をはじめ積極的な読者層開拓を行った結果、大幅な増大を達成できました。  
 このため、平成21年度目標を修正するとともに、24年度目標値についても「800」から21年度目標と同数の「970」に修正します。  
 なお、平成24年度目標については、21年度中に中間見直しを行い、22年度改定までに再度検討をします。

### (3) 事業者の取組の支援

#### 施策のポイント

府は、食品関連事業者が行う自主的な取組を促進するような施策を講ずることとしています。

生産段階におけるGAP手法\*（農業生産工程管理手法）や家畜飼養現場における衛生管理の推進、食品製造・流通・販売段階ではHACCP\*（全ての製造工程で危害を分析し重要管理点を連続的に管理していく手法）の導入など自主衛生管理の推進、食品のトレーサビリティシステムの導入などに対して、行政情報の提供や助言、認証等支援をするものです。

#### 取組の内容

##### ア 食品業界団体の自主的な取組支援〈流通対策室〉

食品の流通段階での自主的な食の安全安心の取組を進めるため、食品業界団体に対して、安全安心な食の供給体制を確保するためのマニュアルづくりへの指導・助言を行います。

##### イ 大阪エコ農産物認証制度〈農政室〉

大阪エコ農産物認証制度は、安心できる農産物を求める府民の声に応え、環境にやさしい農業に取り組む農産物を支援するため、平成13年12月に発足しました。

この制度は、農薬の使用回数、化学肥料（チッソ・リン酸）の使用量が府内の標準的な使用回数・量の半分以下になるよう府が基準を設定し、基準以下で栽培される農産物を大阪エコ農産物として府が認証するものです。認証された農産物は認証マークを表示して販売されます。

平成20年9月現在、府内33市町村の2,141件（生産者数846名、延べ作付面積約387ha）が認証されています。

##### ウ 自主的な衛生管理の促進〈食の安全推進課・保健所〉

食品等事業者の自主的な食品衛生管理の取組を支援し、その状況を広く府民に公表することで事業者のコンプライアンスを促進し、府民への食品に対する信頼感を高め、食の安全安心を確保します。

##### エ 大阪版食の安全安心認証制度〈食の安全推進課〉

事業者による自主衛生管理やコンプライアンスの向上などの積極的な取り組みを、府民にわかりやすく見えるようにする対策として、平成21年度より「大阪版食の安全安心認証制度」を創設します。

この制度は、第三者機関が認証をおこないます。府（行政）は、認証機関を指定するとともに、認証基準や認証マークを定め、制度の広報を行います。



## 事業目標

施策内容 (目標指標)	19年度 実績	20年度			21年度 目標	24年度 目標
		当初目標	実績	達成率(%)		
大阪エコ農産物認証制度の推進 (面積：ha)	328	－	387	118	－	410 (22年度)

(コメント) エコ農産物認証制度については、平成18年度～22年度の計画により目標を設定し、推進をはかっています。

なお、達成率は「20年度実績／19年度実績」により伸び率として計算しています。

## (4) 顕彰の実施

### 施策のポイント

食の安全安心の確保は、第一義的には食品関連事業者がその責任において確保すべきものです。

従って、規制するだけでなく、事業者の積極的な取組を促す方策も重要です。

このため、府は、顕彰制度を取り入れ、事業者等の積極的な取組を奨励します。

顕彰は、現在、優れた衛生管理に着目して知事表彰、保健所長表彰を行っていますが、消費者への情報提供など、安全安心の観点から事業者の取組みを広くとらえて、新たな制度ができないかを検討し、また、消費者も含めて、時代にあった食の安全安心に有意義な取組みを創造することも必要と考え対応していきます。

### 取組の内容

#### ア 食品衛生関係優良施設等の表彰〈食の安全推進課〉

衛生管理が一定水準以上の優良な施設及び地域の食品衛生活動に積極的な食品等事業者に対して、知事表彰や保健所長表彰を実施し、食品等事業者の衛生管理意識の高揚を図ります。

## 事業目標

施策内容 (目標指標)	19年度 実績	20年度			21年度 目標	24年度 目標
		当初目標	実績	達成率(%)		
食品衛生関係優良施設の表彰 (表彰者数)	471	500	466	93	500	500

(コメント) 平成20年度は表彰基準を満たす施設が目標の93%に達しましたが、食品衛生関係施設の衛生管理等の向上を図るため、引き続き啓発・指導を行います。

## 1 関係部局との連携

府は、府民への安全安心な食品の提供を基本理念とし、生産から流通・消費に至る食の安全を確保し、施策の総合的かつ効果的な推進に資するため、知事を委員長とし、庁内関係各部長等からなる大阪府食の安全安心推進委員会を設置し、

- ア 食に関わる相談・情報提供に関すること
- イ 食に関わる健康危機管理に関すること
- ウ 食品表示に関わる監視指導體制に関すること
- エ 食に関わる府民の意見聴取及びその反映に関すること
- オ その他必要と認められる事項

を検討していきます。

また、委員会には幹事会を設け、幹事会には必要に応じてプロジェクトチームを置き、実行プランの具体化に努めます。

さらに、中国産冷凍食品への農薬混入の事件を受けて、平成20年度より委員会に情報連絡会を置き、緊急時における情報の共有を図ります。

# 大阪府食の安全安心推進委員会

委員長(知事)

副委員長(副知事)

## 委員

危機管理監、政策企画部長、総務部長、府民文化部長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、教育長

## 幹事会

幹事長 健康医療部……副理事(食の安全安心推進担当)

幹事

(政策企画部) 企画室長、危機管理課長

(府民文化部) 府民活動推進課長、消費生活センター所長

(福祉部) 福祉総務課長

(健康医療部) 健康医療総務課長、健康づくり課長、地域保健感染症課長、薬務課長、食の安全推進課長、環境衛生課長

(商工労働部) 商工労働総務課長、商業支援課長

(環境農林水産部) 環境農林水産総務課長、農政室長、流通対策室長、水産課長、動物愛護畜産課長

(教育委員会) 教育総務企画課長、保健体育課長

## 情報連絡会

幹事長 健康福医療部……副理事(食の安全安心推進担当)

幹事

(政策企画部) 政策企画総務課長、企画室長、危機管理課長

(府民文化部) 府民活動推進課長、私学課長、消費生活センター所長

(福祉部) 福祉総務課長、社会援護課長、法人指導課長、事業者指導課長、計画推進課長、施設福祉課長、施設課長、子育て支援課長、家庭支援課長

(健康医療部) 健康医療総務課長、医療対策課長、健康づくり課長、地域保健感染症課長、病院事業課長、薬務課長、食の安全推進課長、環境衛生課長、公衆衛生研究所長

(商工労働部) 商工労働総務課長、商業支援課長

(環境農林水産部) 環境農林水産総務課長、農政室長、流通対策室長、水産課長、動物愛護畜産課長、環境農林水産総合研究所長

(教育委員会) 教育総務企画課長、保健体育課長



## 2 国や地方自治体との連携

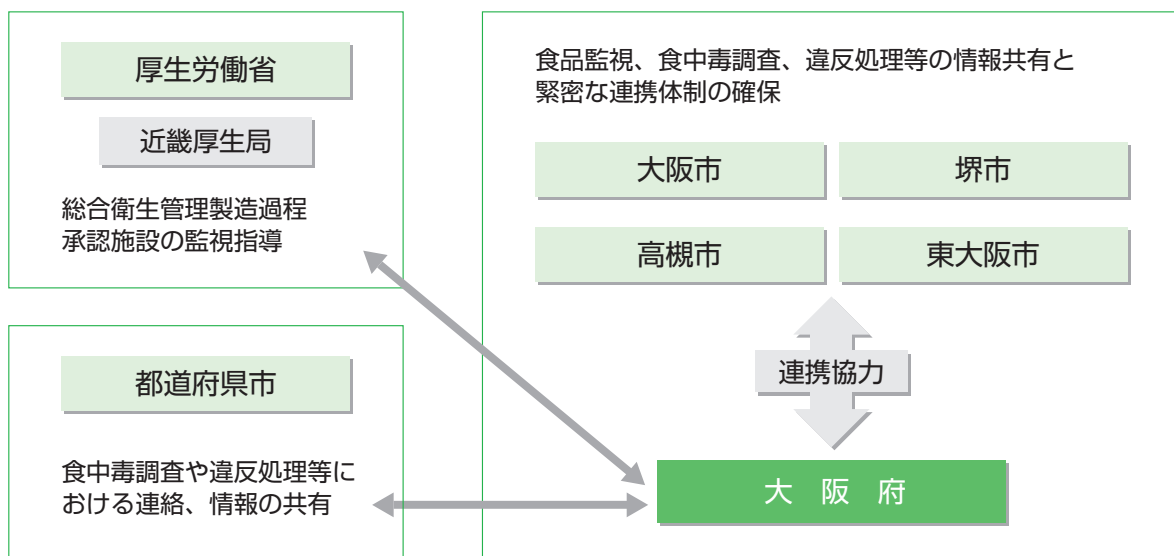
### (食品衛生関係)

大阪府は、国（厚生労働省並びに近畿地方厚生局）との連携及び働きかけのもと

- ① 大規模な食中毒発生時や広域流通食品、輸入食品の違反発見時などの全国レベルでの対応が必要な事例においては、緊密な連絡調整や情報交換のもと連携して対応します。
- ② 総合衛生管理製造過程承認施設に対し、近畿厚生局と連携して立ち入るなど、施設の衛生確保に努めます。
- ③ 厚生労働省に対し、食の安全安心確保に係る提言や要望を行います。

また、他の都道府県にまたがる広域的な食中毒事件や違反食品等の発見時においては、他都道府県等食品関係部局との、緊密な連携のもとに適切に対応します。

さらに、府内における食品衛生を所管している4市（大阪市、堺市、高槻市、東大阪市）との間で設置した「大阪府域自治体主管課長連絡会」の開催など食品衛生に関する情報の交換や連携を図り、「オール大阪」としての取り組みを強化します。



### (表示行政関係)

食品表示を担当する公正取引委員会、厚生労働省及び農林水産省は、相互の一層の連携、調整の下で円滑に食品表示行政を推進するため、平成14年4月食品表示関係3省連絡会議第1回幹事会において連携体制をとることで合意がなされました。

下図はその連携体制を示すもので、これにより円滑な業務遂行体制が図られます。

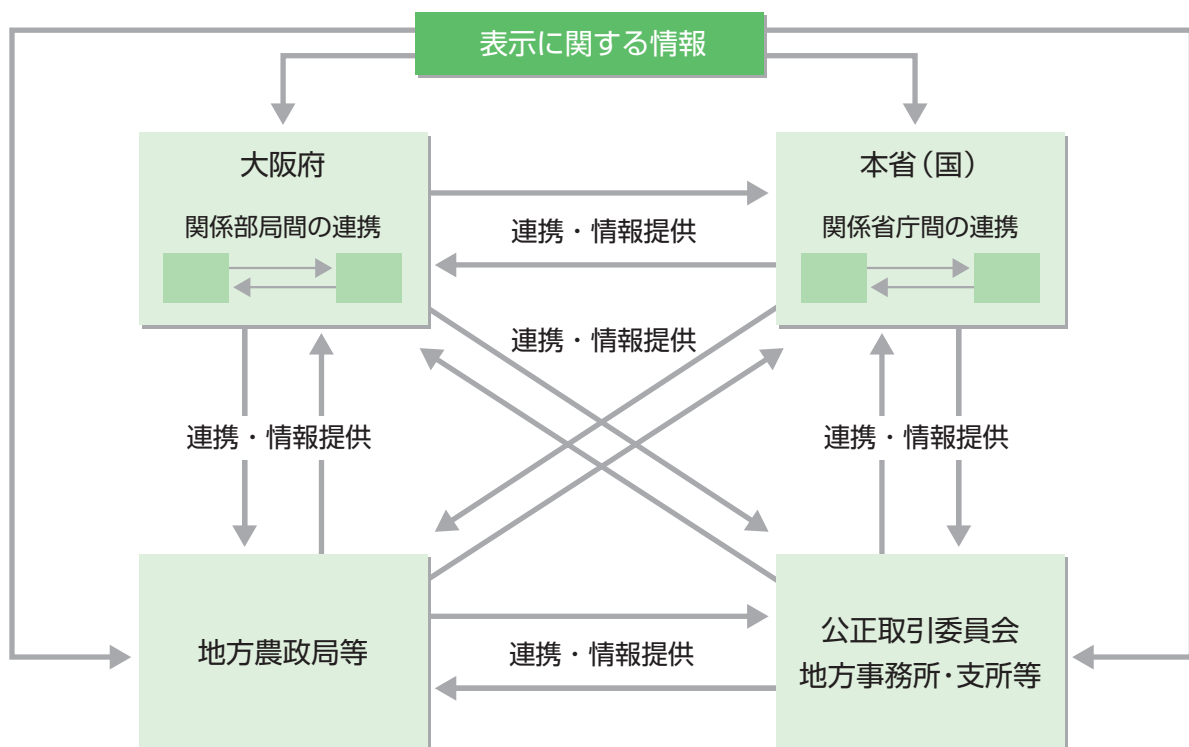


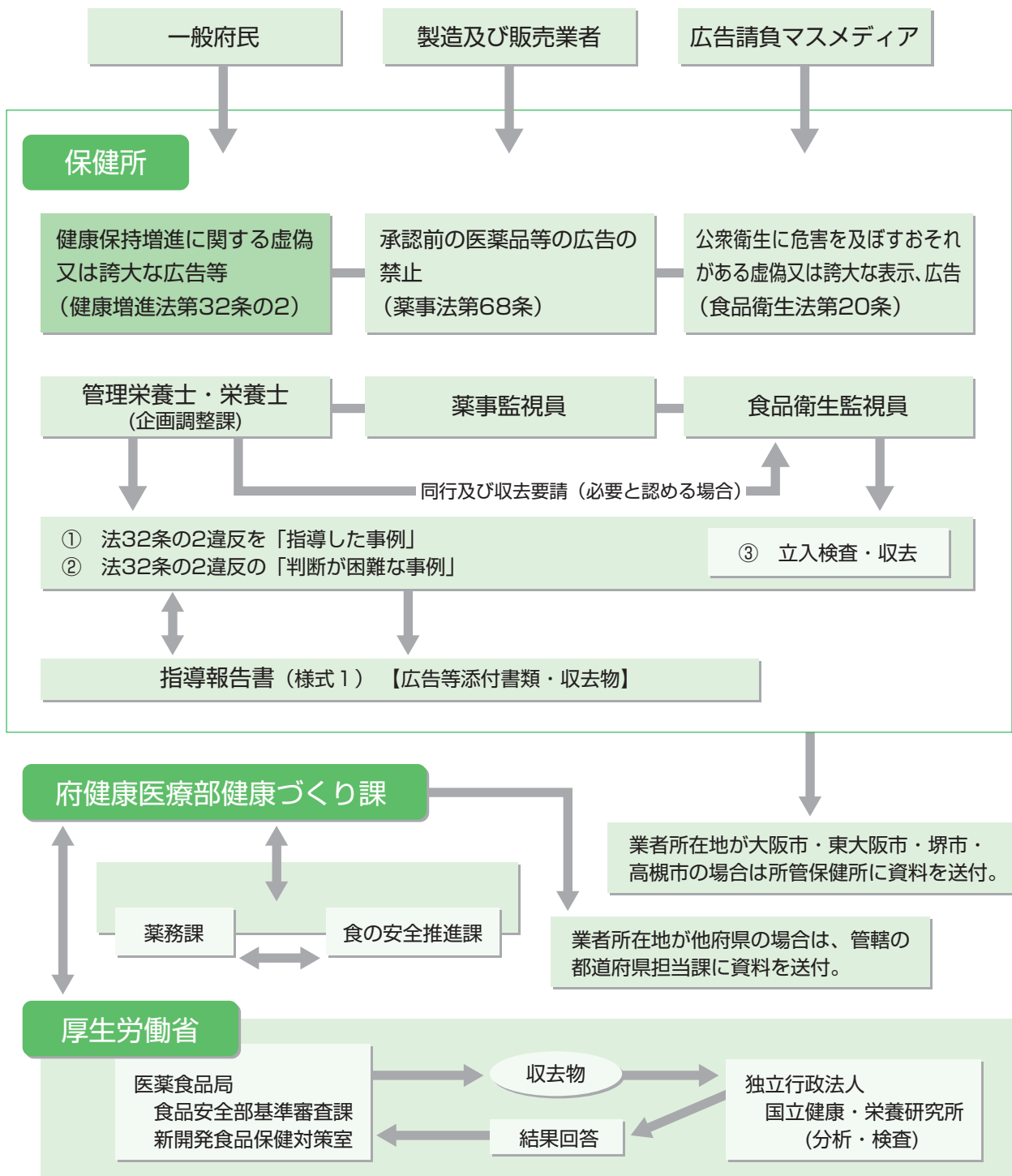
図 表示行政の推進に関する相互の情報提供や協力体制

**(健康食品関係)**

健康増進法第32条の2（誇大表示の禁止）に関する大阪府保健所における取扱いについて

健康保持増進効果等に関する広告等について

「著しく事実に相違する」または「著しく人を誤認させる」ような表示は禁止されています。そのような情報を府民等から保健所が探知した場合、下図の連携体制で取扱い処理していきます。



---

1 大阪府食の安全安心推進条例

---

2 食の安全安心に関するアンケート実施結果概要について

---

3 食に関する危機管理関係マニュアル一覧

---

4 用語説明

---

# 1 大阪府食の安全安心推進条例

平成十九年三月十六日  
大阪府条例第七号

大阪府食の安全安心推進条例をここに公布する。

## 大阪府食の安全安心推進条例

### 目次

- 第一章 総則（第一条—第七条）
- 第二章 食の安全安心の確保に関する施策（第八条—第十八条）
- 第三章 健康被害の防止等に関する施策（第十九条—第二十二条）
- 第四章 雑則（第二十三条・第二十四条）
- 附則

安全で安心な食生活はすべての府民の願いであり、府民の健康を保護する上で極めて重要である。

私たちは、現在、国内外各地からの多様な食品により豊かな食生活を送っている。一方で、食品の安全性や表示への信頼性が損なわれる事案が相次いで発生したこと等により、食に係る不安や不信感が増大している。

大阪は、古くから「天下の台所」と呼ばれ、全国の農林水産物の流通拠点として、大きな役割を果たすとともに、独自の食文化をはぐくんできた。食における誇りと伝統のある地域であることに加えて、近年、大規模な食中毒事件を経験したこともあいまって、府民の食の安全安心の確保への関心はかつてなく高まっている。

安全で安心な食生活は、生産技術の進歩や交易、流通の仕組み等の社会の変化と密接に関わっており、こうした食に関わる様々な分野の人々の協力によって初めて確保されるものである。府民の健康を守るため、府を始め、関係する機関及び団体、研究者、事業者、更には府民自らが、食に関わる様々な課題を十分認識し、それぞれの責務や役割を自覚し、共に協力して食の安全安心の確保に取り組むことを目指して、この条例を制定する。

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この条例は、食の安全安心の確保に関し、基本理念を定め、府及び食品関連事業者の責務並びに府民の役割を明らかにするとともに、府の施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、及び食品による健康被害を防止し、もって現在及び将来の府民の健康の保護を図ることを目的とする。

#### （定義）

第二条 この条例において「食の安全安心」とは、食品等の安全性及び食品等に対する消費者の信頼をいう。

2 この条例において「食品」とは、すべての飲食物（医薬品（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品をいう。）及び医薬部外品（同条第二項に規定する医薬部外品をいう。）を除く。）をいう。

3 この条例において「食品等」とは、食品並びに添加物（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第二項に規定する添加物をいう。）、器具（同条第四項に規定する器具をいう。）、容器包装（同条第五項に規定する容器包装をいう。）及び食品の原料又は材料として使用される農林水産物をいう。

4 この条例において「生産資材」とは、農林漁業において使用される肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他の食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある資材をいう。

5 この条例において「食品関連事業者」とは、府の区域内において食品等又は生産資材の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者をいう。

6 この条例において「特定事業者」とは、次に掲げる者及び団体であって、府の区域内に事業所又は事務所を有するものをいう。

- 一 食品等を生産し、又は輸入することを営む者
- 二 食品等を販売することを営む者であって、規則で定めるもの
- 三 第一号に掲げる者により構成される団体

(基本理念)

第三条 食の安全安心の確保は、府民の健康の保護が最も重要であるという認識の下で、必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。

2 食の安全安心の確保は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、府民の健康への悪影響を未然に防止する観点から、科学的知見に基づき必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。

3 食の安全安心の確保は、食品等及び生産資材の安全性の確保に関する府、食品関連事業者、府民、有識者並びに関係する機関及び団体の相互間の情報及び意見の交換（以下「リスクコミュニケーション」という。）を促進することにより、行われなければならない。

4 食の安全安心の確保は、府、食品関連事業者及び府民の相互理解と協力の下に行われなければならない。

(府の責務)

第四条 府は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食の安全安心の確保に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 府は、前項の施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と相互に連携及び協力するものとする。

(食品関連事業者の責務)

第五条 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、自らが食品等及び生産資材の安全安心の確保について第一義的責任を有していることを認識し、関係法令を遵守して事業活動を行う責務を有する。

2 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る食品等及び生産資材に関する正確かつ適切な情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

3 食品関連事業者は、前二項に定めるもののほか、府が実施する食の安全安心の確保に関する施策に協力する責務を有する。

(府民の役割)

第六条 府民は、食の安全安心の確保に関する知識と理解を深めるよう努めるものとする。

2 府民は、食の安全安心の確保に関する施策について、意見を表明するよう努めることによって、食の安全安心の確保に積極的な役割を果たすものとする。

3 府民は、府が実施する食の安全安心の確保に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(環境に及ぼす影響への配慮)

第七条 府、食品関連事業者及び府民は、食の安全安心の確保に関する取組を推進するに当たっては、当該取組が環境に及ぼす影響について配慮するものとする。

## 第二章 食の安全安心の確保に関する施策

(食の安全安心推進計画の策定)

第八条 知事は、次に掲げる事項を定めた食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「食の安全安心推進計画」という。）を策定するものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき食の安全安心の確保に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

2 知事は、食の安全安心推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、大阪府食の安全安心推進協議会の意見を聴くとともに、府民の意見を反映するための適切な措置を講ずるものとする。

3 知事は、食の安全安心推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、食の安全安心推進計画の変更について準用する。

(監視、指導等)

第九条 府は、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、食品等の安全性を確保するため、監視、

指導その他の法令及び条例に基づく必要な措置を講ずるものとする。

(リスクコミュニケーションの促進)

第十条 府は、リスクコミュニケーションの促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(緊急時の体制の整備)

第十一条 府は、食品による人の健康に係る重大な被害が生ずることを防止するため、当該被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生を防止に関する体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究等の推進)

第十二条 府は、食品等の安全性の確保に関する施策を最新の科学的知見に基づき適切に実施するため、食品等の安全性に関する調査研究及び技術開発を推進するものとする。

(情報の収集及び提供)

第十三条 府は、食品等の安全性に関する最新の情報を収集し、整理、分析等を行い、府民及び食品関連事業者に提供するものとする。

(表示の適正化の推進)

第十四条 府は、食品等の表示が適正に実施されるよう監視及び指導を行うとともに、食品等の表示に係る制度の普及及び啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(知識の普及啓発等)

第十五条 府は、府民に対し、食の安全安心の確保に関する知識の普及及び啓発に努めるとともに、食育の推進を通じて、食の安全安心の確保に関する意識の向上を図るものとする。

(食品関連事業者の取組の支援)

第十六条 府は、食品関連事業者の食の安全安心の確保に関する自主的な取組を促進するため、情報の提供、助言、認証その他の必要な支援の措置を講ずるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第十七条 知事は、毎年度、食の安全安心の確保に関する施策の実施状況について、その概要を公表しなければならない。

(顕彰の実施)

第十八条 知事は、食の安全安心の確保に関し、特に優れた取組をした者の顕彰に努めるものとする。

### 第三章 健康被害の防止等に関する施策

(健康被害の拡大防止のための情報の公表)

第十九条 知事は、府の区域内で食品によるものと疑われる人の健康に係る重大な被害が生じた場合において、食品衛生法に基づく報告の徴収、検査、調査等の結果、当該重大な被害が当該食品によるものである蓋然性が高く、かつ、拡大するおそれがあると認めるときは、必要に応じ専門家の意見を聴いた上で、速やかにその旨を公表するものとする。

(自主回収の報告)

第二十条 特定事業者は、その生産し、輸入し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合であって、当該食品等が食品衛生法の規定に違反し、又は違反する疑いがあるとき（同法第十九条第二項の規定に違反し、又は違反する疑いがあるとき（規則で定めるときを除く。）を除く。）は、速やかにその旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

2 特定事業者（第二条第六項第二号に掲げる者を除く。）のうち、自ら生産し、又は輸入した食品等を当該生産し、又は輸入した事業所、事務所その他その業務を行う場所において、他の者を経ることなく直接府民に販売することを主として営む者については、前項の規定は、適用しない。

3 特定事業者が自主的な回収に着手した食品等が、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の規定は、適用しない。

- 一 府の区域内に流通していないことが明らかな場合
- 二 府民に販売されていないことが明らかな場合

(回収の報告に係る指導等)

第二十一条 知事は、前条第一項の規定による報告に係る回収の措置が、人の健康に係る被害の発生又はその拡大を防止する上で適切でないと認めるときは、当該報告を行った特定事業者に対し、回収の措置の変更に係る指導その他の必要な指導を行うことができる。

2 知事は、前条第一項の規定による報告を受けたときは、速やかに当該報告に係る食品等が流通する地域を管轄する地方公共団体の長に当該報告に係る情報を提供するものとする。

3 前条第一項の規定による報告を行った特定事業者は、当該報告に係る回収を終了したときは、速やかにその旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

4 知事は、前条第一項又は前項の規定による報告を受けたときは、速やかに当該報告の内容を公表するものとする。

5 知事は、前条第一項の規定による報告に係る回収が行われた食品等が府の区域内に存在する場合にあっては、当該食品等に係る措置について指導することができる。

(農林水産物の生産過程での法令の遵守)

第二十二条 知事は、府の区域内に流通している農林水産物について、その生産過程において適用される法令に違反し、又は違反する疑いがあることが判明した場合には、当該農林水産物の生産地を管轄する地方公共団体の長に対し、同様の事象の再発を防止するために必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

#### 第四章 雑則

(事務処理の特例)

第二十三条 この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって大阪市、堺市、高槻市及び東大阪市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。

- 一 第二十条第一項の規定による報告の受理に関する事務
- 二 第二十一条第一項の指導に関する事務
- 三 第二十一条第二項の規定による情報の提供に関する事務
- 四 第二十一条第三項の規定による報告の受理に関する事務
- 五 第二十一条第五項の規定による指導に関する事務

(平一九条例七八・一部改正)

(規則への委任)

第二十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第十九条の規定は同年十一月一日から、第二十条及び第二十一条の規定は平成二十年四月一日から施行する。

(大阪府附属機関条例の一部改正)

2 大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号の表大阪府製菓衛生師試験委員の項の次に次のように加える。

大阪府食の安全安心推進協議会	大阪府食の安全安心推進条例（平成十九年大阪府条例第七号）第八条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する事項その他食の安全安心の確保についての重要事項の調査審議に関する事務
----------------	--



## 2 食の安全安心に関するアンケート実施結果概要について

### (1) 安心と安全の傾向

過去9回のアンケートの結果は図1（p.4）のとおりです。

平成15年5月は、国内での牛海綿状脳症（いわゆる狂牛病、以下「BSE」という。）の発生や牛肉等の虚偽表示、輸入農産物から農薬の残留基準違反が発見されるなど府民の食への不信感を増大する事件が相次ぎ、国により食品安全基本法が制定され、食品衛生法等も大幅に改正されました。国民（府民）の健康保護が謳われた時期でもあります。アンケートの結果もそのような社会情勢を明確に表しています。

平成19年は、相次ぐ偽装表示が発覚したこともあり、社会情勢を反映した傾向が、7月のアンケート調査結果にも表れています。

### (2) 不安の中身は

表2のとおり、過去9回のアンケートで不安の内容（要素）を調査しています。

平成13年9月、我が国で初めてBSEの発生や、それ以前の、例えば平成8年の腸管出血性大腸菌O157による食中毒事件、平成12年6月の牛乳メーカーの低脂肪乳等に混入した黄色ブドウ球菌毒素による食中毒事件などが大きな社会問題となったほか、中国産の輸入野菜から基準値を上回る残留農薬が相次いで検出されるなど、輸入農水産物の安全性も大きな問題となりました。

一方、平成14年1月に発覚した食肉卸会社による輸入牛肉を国産牛肉と偽装して国に買い取らせた偽装工作事件を始め、JAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）に違反する不適切な表示が行われた事例の摘発が相次ぎ、食品表示に対する不信が広がるなど、不安の中身は、その時代の事件を背景にしており、「偽装表示」「輸入食品の安全性」「残留農薬」等が常に上位になっています。

表2 府民が感じる不安の要素

実施時期	1 位	2 位	3 位
15年5月	農薬の不正使用や残留	添加物の不正使用	偽装表示
16年9月	偽装表示	輸入食品の安全性	食品添加物の不正使用
16年10月	偽装表示	BSE、鳥インフルエンザ等家畜の疾病	抗生物質等の残留
17年9月	偽装表示	輸入食品の安全性	農薬の不正使用や残留
18年4月	偽装表示	BSE、鳥インフルエンザ等家畜の疾病	輸入品の安全性
18年9月	輸入食品の安全性	偽装表示	農薬の不正使用や残留
19年7月	偽装表示	輸入食品の安全性	抗生物質等の残留
19年9月	輸入食品の安全性	農薬の不正使用や残留	抗生物質等の残留
21年2月	偽装表示	輸入食品の安全性	抗生物質等の残留

### (3) 食品を購入する際に気にかけることの第1位は「新鮮さ」

食品を購入する際に気にかけていることとして、1番目に挙げられた項目をみると、「新鮮さ」が28.3%と最も多く、次いで「価格」25.5%、「安全性」25.1%の順となっています。

2番目に挙げられた項目については、「価格」が22.9%と最も多く、次いで「新鮮さ」18.8%、「安全性」18.6%、「味や品質」16.1%となっています。

なお、各項目に目を向けると「新鮮さ」の減少傾向に反し、「安全性」は増加傾向にあります。府民は、新鮮さ、価格、安全性を重視していることがわかります。

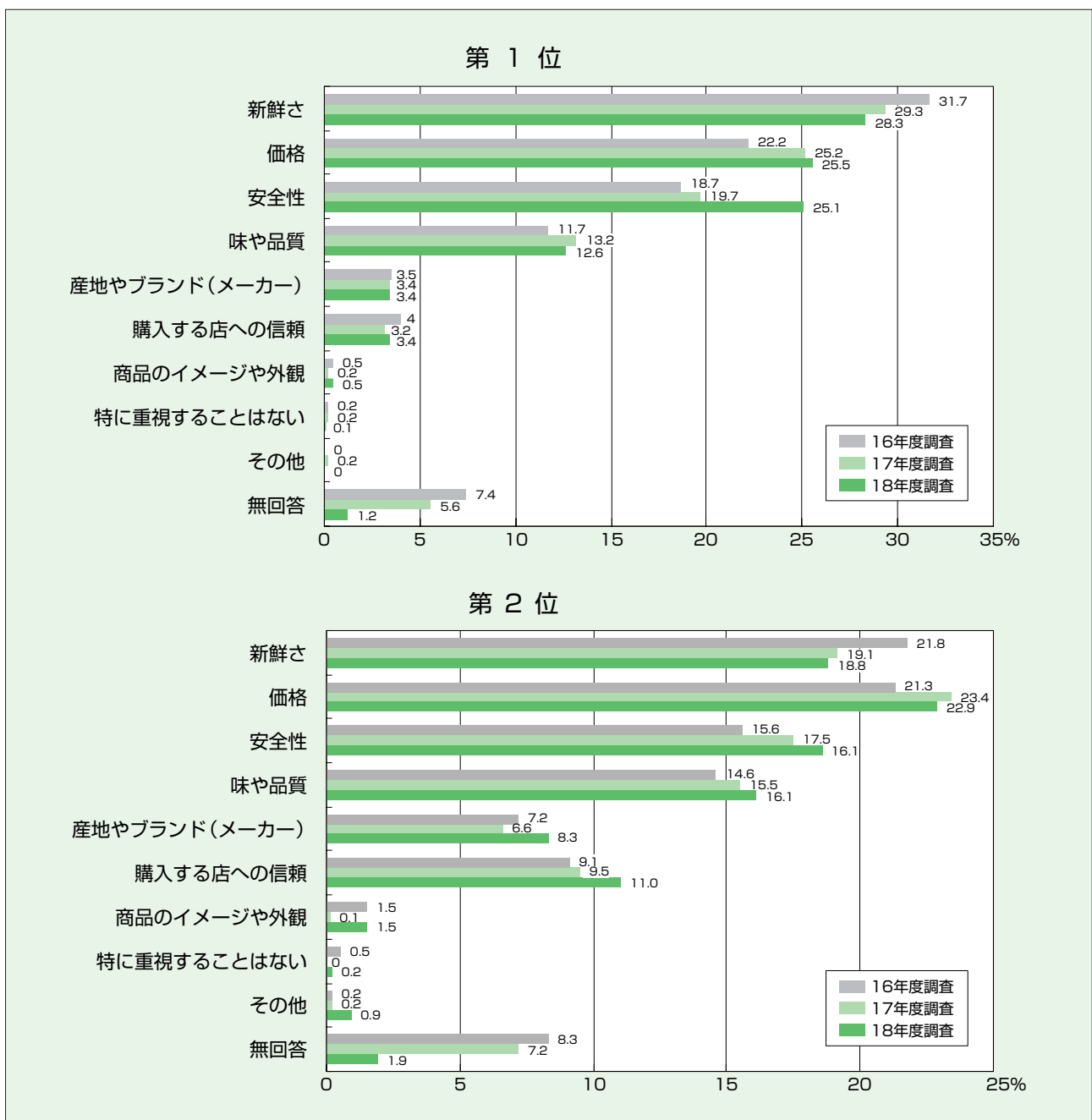


図2 食品を購入する際に気をつけることは

### 3-1 食に関する危機管理マニュアル一覧

◎：マニュアル作成課(室)    ○：関係課(室)

部 局 名	所 轄 課	No.	マ ニ ュ ア ル 名	関係課室（庁内）										「大阪府食の安全安心推進委員会」 以外の関係課室	
				健康医療部					環境農林水産部			教育委員会			
				健康医療総務課	地域保健感染症課	薬務課	食の安全推進課	環境衛生課	農政室推進課	流通対策室	水産課	動物愛護畜産課	保健体育課		
健康医療部	健康医療総務課	1	大阪府健康危機管理基本指針	◎	○	○	○	○							病院事業課、医療対策課、府警察
	食の安全推進課	2	大阪府食中毒対策要綱 大阪府食中毒対策要綱別表	○	○	○	◎	○	○			○	○		医療対策課、府警察、私学課、障がい保健福祉室
	食の安全推進課	3	食の安全安心推進条例第19条にかかる運用指針	○			◎								
	食の安全推進課・薬務課	4	健康食品等による健康被害相談の処理処理フロー			◎	◎								
	環境衛生課	5	大阪府飲料水健康危機管理実施要領		○			◎							
環境農林水産部	農政室推進課	6	農薬の不適正な販売・使用発生時における対応マニュアル			○	○		◎	○					
	水産課	7	有害プランクトン対策マニュアル				○			○	◎				

## 3-2 食に関する危機管理マニュアルの目的

### (1) 大阪府健康危機管理基本指針（健康医療部健康医療総務課）

この指針は、有害物質（毒物、劇物等、身体に障害を及ぼす化学物質をいう。）、食中毒、感染症、医薬品、飲料水その他の原因により府民に健康被害が発生した場合に、被害者の救助と被害の拡大を防止するために必要な事項を定める。

### (2) 大阪府食中毒対策要綱 大阪府食中毒対策要綱別表（健康医療部食の安全推進課）

本要綱は、本府において食中毒（その疑いを含む。以下同じ。）事件発生時に、迅速かつ的確に事件の原因を追求し、原因となった食品や発生の機序を排除するとともに、有症者への医療対策や必要に応じた対策本部の設置等適切な措置を講じ、もって衛生上の危害の拡大を防止することを目的とする。

### (3) 食の安全安心推進条例第19条にかかる運用指針（健康医療部食の安全推進課）

本運用指針は、大阪府食の安全推進対策専門委員会の意見を踏まえ、これから経験するかもしれない飲食に起因する衛生上の健康被害発生拡大を防止するため、迅速かつ適正な情報提供を行うため作成したものである。

### (4) 健康食品等による健康被害相談の処理（処理フロー）

（健康医療部食の安全推進課・薬務課）

住民、医療機関等からの健康食品等（無承認無許可医薬品を含む。）による健康被害相談を迅速に処理し、健康被害の拡大を防止するため定める。

### (5) 大阪府飲料水健康危機管理実施要領（健康医療部環境衛生課）

飲料水を原因とする健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理を適正に進めるため、必要な事項について定める。

### (6) 農薬の不適正な販売・使用発生時における対応マニュアル（環境農林水産部農政室推進課）

このマニュアルは、(1) 農薬の不適な販売、使用が明らかになった場合 (2) 残留農薬の分析により不適正な農薬使用（疑惑を含む）が判明した場合における情報伝達体制及びその対応手順等について定め、事案発生時に円滑に対応することを目的とする。

### (7) 有害プランクトン対策マニュアル（環境農林水産部水産課）

このマニュアルは、大阪湾において、赤潮等による漁業被害を及ぼす恐れのあるプランクトン及び貝毒を蓄積させる恐れのあるプランクトンが発生した場合や、アサリ及び漁獲対象となっている二枚貝並びに二枚貝を補食するイシガニ等に貝毒の蓄積が見られた場合における情報収集及び伝達体制を定め、円滑に対応することを目的とする。

## 3-3 その他の危機管理マニュアル

### 1 大阪府高病原性鳥インフルエンザ防疫対策要領（環境農林水産部動物愛護畜産課）

家畜保健衛生所による立入検査等を通じた監視体制と養鶏農家自らが実施する発生予防対策（自衛防疫）の双方を強化するとともに、本病が発生した場合のそれぞれの防疫措置に係るマニュアルを作成し、関係者全員が本病防疫対策を十分認識し、迅速かつ的確な防疫対策を図るための要領。

### 2 大規模食鳥処理場における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル

（健康医療部食の安全推進課）

「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づく大規模食鳥処理場における食鳥検査時の高病原性鳥インフルエンザに関する検査、スクリーニング検査陽性時の連絡体制等について定め、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

### 3 BSE発生時の措置マニュアル（健康医療部食の安全推進課・環境農林水産部動物愛護畜産課）

2カ所の食肉衛生検査所において、BSEスクリーニング検査を実施しているが、陽性となった場合、迅速に対応できるよう関係機関への連絡体制を確立している。

また、生産農家が大阪府内であった場合の対応については動物愛護畜産課の「BSE検査陽性牛発生時の対応マニュアル」に基づいている。

## 4 用語説明

頁	用語	説明
1	牛トレーサビリティ	<p>2001年に国内初のBSE感染牛が発見されたのを契機に食の安全を守る方法として、2002年に「牛海綿状脳症対策特別措置法」が制定され、すべての国内牛に耳標を付け、生年月日や移動履歴を管理できるようにしました。</p> <p>さらに、2003年に「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（牛トレーサビリティ法）」が法制化され、2003年12月、生産からと畜まで、2004年12月、小売・販売・流通業者にも履歴情報の管理が適用されるようになりました。</p> <p>日本国内の牛は一頭ごとに「耳標」による個体識別番号を付けて「独立行政法人家畜改良センター」に登録されます。この番号を「個体識別番号」といい、この番号を使って、履歴（生年月日、性別、品種、移動などの情報）が調べられます。</p>
1	高病原性鳥インフルエンザ	<p>鳥インフルエンザウイルスの感染により、鶏、あひる、七面鳥、うずら等（以下家きん）に高い死亡率を示す疾病をいい、現在までに本病を引き起こしたウイルスは全てA型インフルエンザのH5またはH7亜型に限定されています。</p> <p>家きんが感染すると、突然、死亡率が上昇し、高い場合には、100%に達します。症状は、とさか・肉垂のチアノーゼ（紫色に変色）、出血、壊死、顔面の腫れ、脚部の皮下出血、産卵低下又は停止、神経症状（うずくまり、首まがりなど）、呼吸器症状（咳など）、下痢などですが、急性死亡例ではこれらの症状が認められないことが多いです。</p>
1	BSE	<p>Bovine Spongiform Encephalopathy（BSE：牛海綿状脳症）は、1986年に英国で初めて確認された牛の病気で、脳組織が空胞化し海綿状（スポンジ状）となります。感染すると2～8年の潜伏期間の後発病し、運動失調などの神経症状を呈し、発病後2週間から6か月で死に至ります。この病気は「異常プリオン蛋白質」が原因とされており、特定部位（脳、せき髄、眼及び小腸の一部）及び背骨の神経節に蓄積されます。これらの部位は、食肉処理時に適正に処理され、食用に供されることはありません。</p>

1	JAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）	<p>食品衛生法とともに食品の表示を規制する法律で、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化、使用又は消費の合理化を図ることと、適正表示によって一般消費者の選択に資することを目的に農林水産大臣が定めています。農林水産大臣が制定した日本農林規格（Japanese Agricultural Standards：JAS）による格付検査に合格した製品にJASマークを付けることを認めるJAS規格制度（有機食品の検査、認証を含む）と、品質表示基準に従った表示を全ての飲食料品に義務づける品質表示基準制度の2つの制度から成ります。</p>
5	食品安全基本法	<p>食品の安全性の確保に関し、「国民の健康の保護が最も重要である」という基本的認識のもとに、「食品供給行程の各段階における適切な措置」「国際的動向及び国民の意見に配慮しつつ、必要な措置が科学的知見に基づき講じられることによる国民の健康への悪影響の未然防止」を行うことを基本理念と定めるとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とした法律です。また、内閣府食品安全委員会の設置根拠法令です。2003年5月23日に公布され、2003年7月1日に施行されました。</p>
5	食品衛生法	<p>飲食を原因とする危害の発生を防止するとともに、国民の健康保護を図ることを目的とした法律です。この目的を達成するため食品、添加物等について規格や基準を設けて安全確保のための規制を行うとともに、これらが適正になされているかの確認のため、監視指導や食品の検査を実施しています。また、違反食品や食中毒発生時には、被害の拡大防止等のため、違反品の回収、廃棄や営業の禁止・停止等の処分が図られるよう規定されています。</p> <p>なお、都道府県等においては、食品衛生法に基づいて、営業施設についての施設基準や食品等事業者が守るべき衛生上の基準を設けています。</p>
5	農薬取締法	<p>農薬の規格や製造・販売・使用等の規制を定める法律で、1948年に制定。</p> <p>農業生産の安定、国民の健康保護、生活環境の保全、農薬の品質の適正化とその安全・適正な使用の確保を図ることを目的として制定されており、そのために、農薬について登録制度を設けて、販売・使用の規制を行っています。</p> <p>例えば、農薬の製造業者や輸入業者は、農薬を販売する際に、容器に登録番号・内容量・使用上の注意事項・有効年月などの表示をしなくてはなりません。</p> <p>また、無登録農薬の製造・輸入・使用の禁止を含む、改正法が2003年より施行されています。</p>

7	リスクコミュニケーション	<p>地域コミュニティを構成する関係者（市民・行政・企業など）がコミュニケーション（対話）を通じて、リスクに関する情報を信頼関係の中で共有し、リスクを低減していく試みのことです。リスクとは、私たちの健康や暮らしに影響を与えることから（地震や風水害などの自然災害、交通事故や産業事故などの人為的な災害、様々な疾病など）の危険性（危害の程度×発生確率）のことを言います</p>
8	不当景品類及び不当表示防止法	<p>独占禁止法の補完法として、不当な表示・広告活動や過大な景品類提供の規制を行うため1962年に制定され、公正取引委員会が運用にあたっています。優良誤認、有利誤認、誤認されるおそれのある表示のいずれかに当たる不当表示（不当広告）には、排除命令や警告などの措置がとられます。</p> <p>従来、特定の広告活動が不当表示であると証明する義務は公正取引委員会側にありました。しかし、不当な広告を規制する迅速な措置が求められ、2003年、景品表示法が改正されました。公正取引委員会は、不当と疑われる表示をした事業者に対して期間を定めて（原則として15日）、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができるようになりました。資料の提出を求められた事業者が当該資料を提出しないときは、不当表示とみなすことができます。</p>
8	消費者基本法	<p>消費者保護基本法（1968年制定）を大幅に見直し、2004年に改正された、消費者政策・行政の指針を規定する新法。新たに理念規定（第2条）を置き、消費者の権利の尊重と自立の支援を消費者政策の柱に据えた。</p> <p>また、消費者と事業者の情報力格差、交渉力格差を明記し、消費者を支援することで自立を促す行政の姿勢を示している。新法で示された消費者の権利は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活における基本的な需要が満たされる権利</li> <li>健全な生活環境が確保される権利</li> <li>安全が確保される権利</li> <li>選択の機会が確保される権利</li> <li>必要な情報が提供される権利</li> <li>教育の機会が提供される権利</li> <li>意見が政策に反映される権利</li> <li>適切・迅速に救済される権利</li> </ul> <p>です。</p> <p>さらに新たに消費者教育の充実や、消費者団体の役割を加え、消費者基本計画を策定することを国の責務としました。</p>



10	健康増進法	我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的として施行された法律。
10	薬事法	「医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質、有効性及び安全性の確保のために必要な規制を行うとともに医療上、特にその必要性が高い医療品及び医療機器の研究開発の促進のために必要な措置を講ずることにより、保健衛生の向上を図る」ことを目的に、1960年に制定された法律。最近では、2006年6月に内容が改正され、2009年6月に施行される。
12	マウスユニット (MU)	麻痺性貝毒については体重20gのマウスを15分で死亡させる毒量を、下痢性貝毒については、体重20gのマウスを24時間で死亡させる毒量を、それぞれ1マウスユニットといたします。
12	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 (食鳥処理法)	平成2年に制定された法律で、病気にかかった食鳥肉の排除、食中毒菌による食鳥肉汚染の防止等衛生上の危害の発生の防止を目的に、食鳥処理についてその事業を許可制とする等、必要な規制を行うとともに、食鳥検査の制度を設けたものです。
12	アレルギー物質	<p>食物の摂取により、生体に障害を引き起こす反応のうち、体の免疫機能から、発疹等の症状が出現するものを食物アレルギーといたします。近年、このアレルギー物質を含む食品による健康被害が増加しています。そこで、2001年4月より、特定の食品に対してアレルギー症状を起こす人の健康被害の発生を防止する観点から、食物アレルギーを引き起こすことが明らかになった食品のうち、特に患者数が多い食品、あるいは発症した際に症状が重篤な食品について、食品衛生法で表示を義務づけることになりました。</p> <p>現在、えび、かに、小麦、そば、卵、乳及び落花生計7品目の表示を義務付け、あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご及びゼラチンの計18品目について表示を奨励しています。</p> <p>(平成20年6月に表示制度が一部改正され、表示義務対象品に「えび」及び「かに」が追加されました。なお、平成22年6月3日までに製造され、加工され、又は輸入されるものについては、今までの5品目の表示でも猶予されます。)</p>

16	と畜場法	<p>1953年に公布された法律で、と畜場の経営及び食用に供するために行う獣畜の処理の適正の確保のために、公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講じ、もって国民の健康の保護を図ることを目的としています。</p> <p>なお、「と畜場」とは、食用に供する目的で牛、馬、豚、めん羊及び山羊をとさつし、又は解体するために設置された施設です。</p>
16	イライザ法	<p>Enzyme linked immunosorbent assay エライザほうとも読む。酵素抗体法。世界で広く採用されている抗体スクリーニング検査法。微量なものも計ることができることを感度が高いという。ELISA法は自動化機械で一度に大量の検査ができ、酵素の基質を化学蛍光発光物質にするなど精度・感度と測定域の拡大も著しい。</p>
17	食鳥中抜とたい	<p>とさつし、羽毛を除去した食鳥から内臓を摘出したもののことをいいます。</p>
19	農薬管理指導士	<p>農薬取扱い等で一定以上の実務経験があり、府の講習を受講し、農薬の適正使用を指導できると府知事に認定された者</p>
27	PCR法	<p>PCRとは polymerase chain reaction（ポリメラーゼ・チェーン・リアクション）の略で、試料に含まれる特定の遺伝子（DNA）を増幅させる方法をいいます。特に、増幅の時間経過を観察することで遺伝子の数を測定する方法をリアルタイムPCR法といいます。</p>
33	GAP手法（農業生産工程管理手法）	<p>GAP（Good Agricultural Practice）手法とは、安全な農産物生産はもとより、環境保全や経営改善等のため、農作業ごとに、適切な管理基準を作成し、その実践方法を示したものです。</p>
33	HACCP	<p>「Hazard Analysis and Critical Control Point（危害分析重要管理点）」の略で「ハサップ」などと呼ばれています。宇宙食の安全性を確保するためにアメリカで開発された食品の衛生管理手法のことです。食品の製造工程全般を通じて危害の発生原因を分析し、重要管理事項を定め、一層の安全確保を図る科学的な管理手法で、世界的に優良な衛生管理基準とされています。</p>





**大阪府健康医療部食の安全推進課**

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目  
TEL06 (6941) 0351 (代表) / ファックス 06 (6942) 3910  
ホームページ <http://www.pref.osaka.jp/shokuhin/anzen/>  
(「大阪府食」で検索できます。)  
この冊子は500冊作成し、一冊あたりの単価は462円です。